

二本松市過疎地域持続的発展計画

令和3年度～令和7年度

二 本 松 市

目 次

1 基本的な事項	1
(1) 市の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	5
(3) 市の行財政の状況	8
(4) 地域の持続的発展の基本方針	12
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	14
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	15
(7) 計画期間	15
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	15
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	16
(1) 現況と問題点	16
(2) その対策	16
(3) 計 画	18
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	18
3 産業の振興	19
(1) 現況と問題点	19
(2) その対策	22
(3) 計 画	26
(4) 産業振興促進事項	28
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	29
4 地域における情報化	30
(1) 現況と問題点	30
(2) その対策	30
(3) 計 画	31
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	31
5 交通施設の整備、交通手段の確保	32
(1) 現況と問題点	32
(2) その対策	33
(3) 計 画	34
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	36
6 生活環境の整備	37
(1) 現況と問題点	37
(2) その対策	40
(3) 計 画	42
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	43

7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 ……………	45
	(1) 現況と問題点……………	45
	(2) その対策……………	46
	(3) 計 画……………	49
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合……………	49
8	医療の確保 ……………	51
	(1) 現況と問題点……………	51
	(2) その対策……………	51
	(3) 計 画……………	52
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合……………	52
9	教育の振興 ……………	53
	(1) 現況と問題点……………	53
	(2) その対策……………	55
	(3) 計 画……………	56
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合……………	58
10	集落の整備 ……………	60
	(1) 現況と問題点……………	60
	(2) その対策……………	60
	(3) 計 画……………	61
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合……………	62
11	地域文化の振興等 ……………	63
	(1) 現況と問題点……………	63
	(2) その対策……………	63
	(3) 計 画……………	64
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合……………	65
12	再生可能エネルギーの利用推進 ……………	66
	(1) 現況と問題点……………	66
	(2) その対策……………	66
	(3) 計 画……………	67
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合……………	67
13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項 ……………	68
	(1) 現況と問題点……………	68
	(2) その対策……………	68
	(3) 計 画……………	69
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合……………	70

1 基本的な事項

(1) 市の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

● 位置

本市は、県都福島市と郡山市の間に位置し、安達地方の中心都市となっており、市の中心部から福島、郡山へは30分程度の距離にあります。

北は福島市、南は大玉村、本宮市、田村市及び三春町に接し、東は川俣町、浪江町及び葛尾村、西は猪苗代町に接しており、東西に約36km、南北に約17km、総面積344.42km²を有し、会津地方及び浜通り地方の両地域に境界を接する県内唯一の市であります。

西端には智恵子抄で詠われた「安達太良山（1,700m）」、東端には「日山（1,057m）」がそびえ、中央の平坦部を阿武隈川が北流しています。

西部は、奥羽山系に属する安達太良山の麓に広がる地域で丘陵地が多く、地質は洪積層で火山噴出物による土壌で下層は礫層、表層は腐食質に富んでいます。

東部は阿武隈山系の北部に位置し、標高は200mから1,057mで、大小高低の丘陵地が多く、この間を小浜川、移川及び口太川が流れ、その流域に小区画の耕地と集落が点在しているほか、丘陵の中腹高台に耕地・住家が散在しており、周囲は山林原野で占められています。

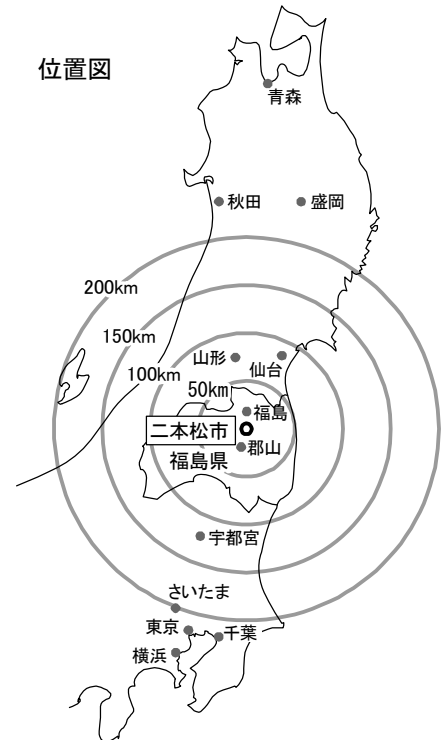
● 気候

気候は、大陸山間型の特性を有し寒暖の差が大きく最高気温38.0℃、最低気温が-18.5℃を記録しており、年間平均気温が11℃と低温地帯に属し、年間降水量も比較的少なくなっています。また、初霜が10月中旬頃、晩霜は5月下旬頃で、凍霜害が発生するなどの自然条件の地域です。

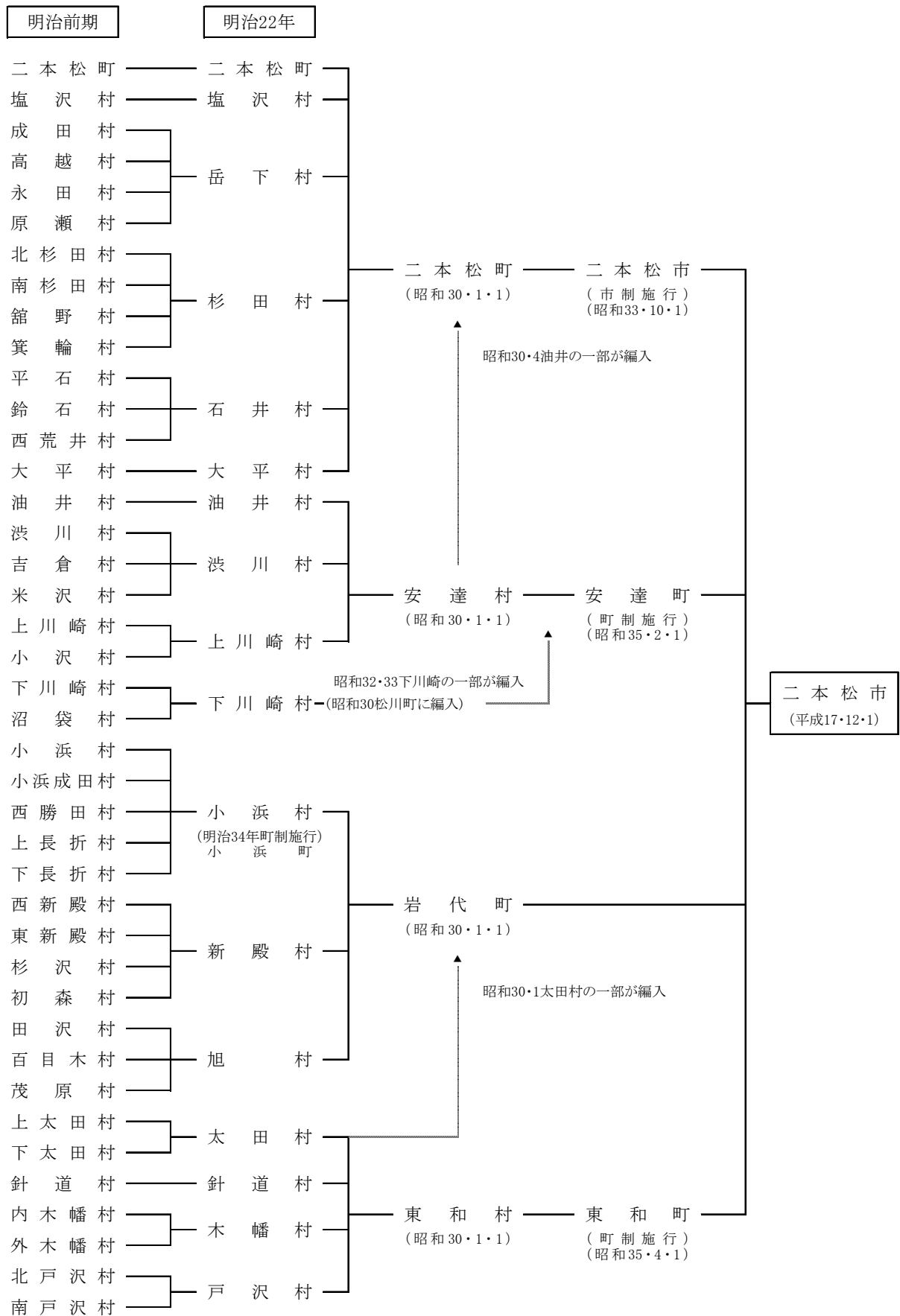
● 歴史

本市は、平成17年12月1日に旧二本松市、旧安達町、旧岩代町及び旧東和町の1市3町が合併し、新「二本松市」として誕生しました。

位置図



市の変遷



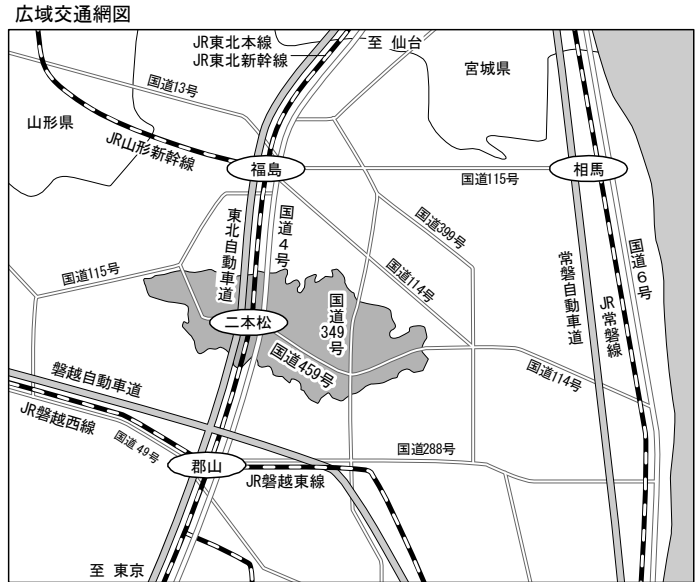
● 交通

本市は、中央の平坦部を国道4号、東部の阿武隈山系を国道349号が縦断し、また、国道459号が市の中央部を東西に横断しており、これらに主要地方道、一般県道及び1・2級市道等の生活道路が接続し、本市の骨格的道路網を形成しています。

また、東北縦貫自動車道が南北に縦断し、市の中心部に二本松インターチェンジがあり多くの利用があります。

さらに、JR東北本線が市の中央部を南北に縦断し、杉田駅、二本松駅及び安達駅の3駅があり、通勤通学等に多くの利用があります。

地域の交通手段として、岩代地域では路線バスが3路線、東和地域では1路線あり、コミュニティバス及びデマンド型乗合タクシーを運行しています。東部の山間部は、人口の減少やマイカー等の普及により利用者が減少し、路線の維持が危ぶまれている現状にあります。



● 産業

本市の産業は、家具、酒造及び観光等の地場産業や、水稻、養蚕、野菜、畜産、葉タバコ及び林業などの農林業を中心に発展してきましたが、昭和30年代後半からの高度経済成長に伴い産業構造は大きく変化し、第1次産業への就業者数が年々減少の一途をたどり、第2次・第3次産業への就業者数が増加しており、この傾向は今後も続くことが予想されます。

イ 市における過疎の状況

本市における過疎の状況については、旧岩代町及び旧東和町が過疎地域対策緊急措置法による地域指定を昭和46年に受けて以来、過疎地域振興特別措置法、過疎地域活性化特別措置法及び過疎地域自立促進特別措置法に基づき、30年以上にわたりその過疎対策に取り組んできました。平成17年12月1日に合併により新「二本松市」となりましたが、過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項の規定により、旧岩代町及び旧東和町の地域においては引き続き過疎地域とみなされることとなりました。

市全体の人口は、昭和35年には75,634人でしたが、年々減少傾向にあり、平成27年には58,162人と17,472人(23.1%)もの人口が減少しました。特に旧岩代町及び旧東和町の地域においては、昭和35年の人口が28,912人に対し、平成27年では13,868人と15,044人(52.0%)もの人口が減少し、高齢化率も35.0%と過疎地域特有の人口構成となっています。

過疎地域となる旧岩代町及び旧東和町の地域においては、これまで産業・経済発展の基礎

となる道路網の整備やほ場整備等を進め、基幹産業の振興を図る一方、住民が健康で文化的な生活を営むために、簡易水道施設整備、公共下水道整備、電気通信施設整備、文化センター・図書館の建設、小中学校の改築・統合、保育所の改築、認定こども園の設置、診療所の設置及び公園・スポーツ施設等の整備、また、定住化を促進するための工場団地造成・企業誘致、住宅団地の造成、公営住宅の建設、さらには、交流人口拡大のための観光施設整備、宿泊研修施設整備や活性化センターの整備、その他、役場庁舎建設、保健センターの建設、消防施設整備、福祉センターやコミュニティセンターの建設等、過疎脱却に向けた施策を積極的に推進してきました。

しかしながら、当該地域の農業後継者不足や新規学卒者の地域外就労に加え、生産年齢人口の減少が続き、都市部への人口集中傾向に歯止めがかからない状況となっていることから、交流人口、関係人口による地域の賑わいづくりにつながる施策を展開し、人と地域のつながりを主眼とした過疎振興施策を進め、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現できるよう、今後とも過疎脱却に向けた各種施策を積極的に推進する必要があります。

ウ 産業構造の変化、地域経済的な立地特性、県総合計画等における位置づけ等に配慮した市の社会経済発展の方向の概要

本市の産業別就業人口は、第1次産業から第2次産業・第3次産業への移行が年々進み、基幹産業である農林業が弱体化してきていることから、今後、農林業の担い手の育成や生産性の高い環境にやさしい農業の確立、また、内陸型の企業を積極的に誘致し就業機会の拡大と市民所得の向上を図る必要があります。また、観光産業の展開と第1次産業（生産）、第2次産業（製造・加工）、第3次産業（販売・関連サービス）の情報の相互交流による連携強化によって新たな付加価値を生み出す6次産業（1次×2次×3次）の創造的発展をめざす必要があります。福島県総合計画「ふくしま新生プラン」において、県北地域は、高い工業集積を有するとともに、行政、教育・文化、医療等の高次都市機能の集積があり、本県の政治や教育の中心的役割を担っていくことが求められています。

本市では、令和3年度からの本市のまちづくりの方向を定めた新たな総合計画として「二本松市総合計画」を策定しました。その中で、本市が目指す将来像を『笑顔あふれる しあわせのまち 二本松』とし、これの実現を図るために、次の4つの重点事項、4つのまちづくりの基本目標と方策の柱、3つの施策横断的な視点をもって、時代にあった効果的・効率的な施策の展開に取り組んでいきます。

▶重点事項

- 1 健康寿命の延伸
- 2 地域のちから
- 3 こどもの未来
- 4 人口減少対策

▶基本目標と方策の柱

- 1 健康で暮らし続けられるまち
 - 2 地域の誇りに満ちた活力あるまち
 - 3 世代をつないで人を育むまち
 - 4 安全で快適な暮らしのあるまち
- 方策の柱 みんなで創る持続可能なまち

▶施策横断的な視点

E B P Mの推進

S o c i e t y 5.0（第5の新たな社会）への対応

S D G s（持続可能な開発目標）の推進

（2）人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

昭和30年代後半から40年代前半にかけての高度経済成長期においては、都市部の第2次・第3次産業の雇用吸収力の増大と、第1次産業と第2次・第3次産業の所得格差の拡大を生み、都市部と農村部の生活環境水準に格差をもたらし、この結果、農村部から新規学卒者・若年労働者を中心に都市部へと大量に流出することとなり、農業後継者難や生産年齢人口の減少、また、少子化・高齢化の進行及び後継者の結婚難など、地域社会の基礎的條件の維持に支障をきたす過疎化現象が生じてきました。

本市全体の人口の動向については、昭和35年には75,634人でありましたが、年々減少傾向にあり、平成27年には58,162人と23.1%もの人口が減少しました。年齢別には0歳から14歳までは76.9%の減少、15歳から64歳までは18.6%の減少（うち15歳から29歳までは43.7%の減少）となりましたが、逆に65歳以上の人口比率は、昭和35年には7.3%であったものが、平成27年には30.1%と高齢化が一段と進んでいる状況にあります。

これを過疎地域の旧岩代町・旧東和町の地域でみると、人口は昭和35年には28,912人でありましたが、平成27年には13,868人と52.0%もの人口が減少しました。特に0歳から14歳までは88.6%もの人口が減少し、大きな問題となっています。

一方65歳以上の人口比率は、昭和35年には8.0%であったものが、平成27年には35.0%と増加し、少子高齢化が一段と進んでいる状況にあり、この傾向は今後も続くものと予測されます。

イ 産業の推移と動向

本市全体における産業構造については、第1次産業を中心に発展してきましたが、昭和30年代後半からの高度経済成長により産業構造も大きく変化し、第1次産業から第2次・第3次産業への移行が著しく、昭和35年には就業人口の66.0%を占めていた第1次産業が、平成27年には8.3%となり、第2次・第3次産業の就業者が増加しています。

過疎地域の旧岩代町・旧東和町地域においても、同じように第1次産業就業人口の減少が顕著であり、昭和35年には就業者の80.6%が第1次産業に従事していましたが、平成27年は12.3%となっています。

これらの傾向は今後も続くと予想され、さらには、若年層の都市部への流出により第1次産業のみならず、第2次・第3次産業就業者の高齢化がさらに進むものと予想されます。

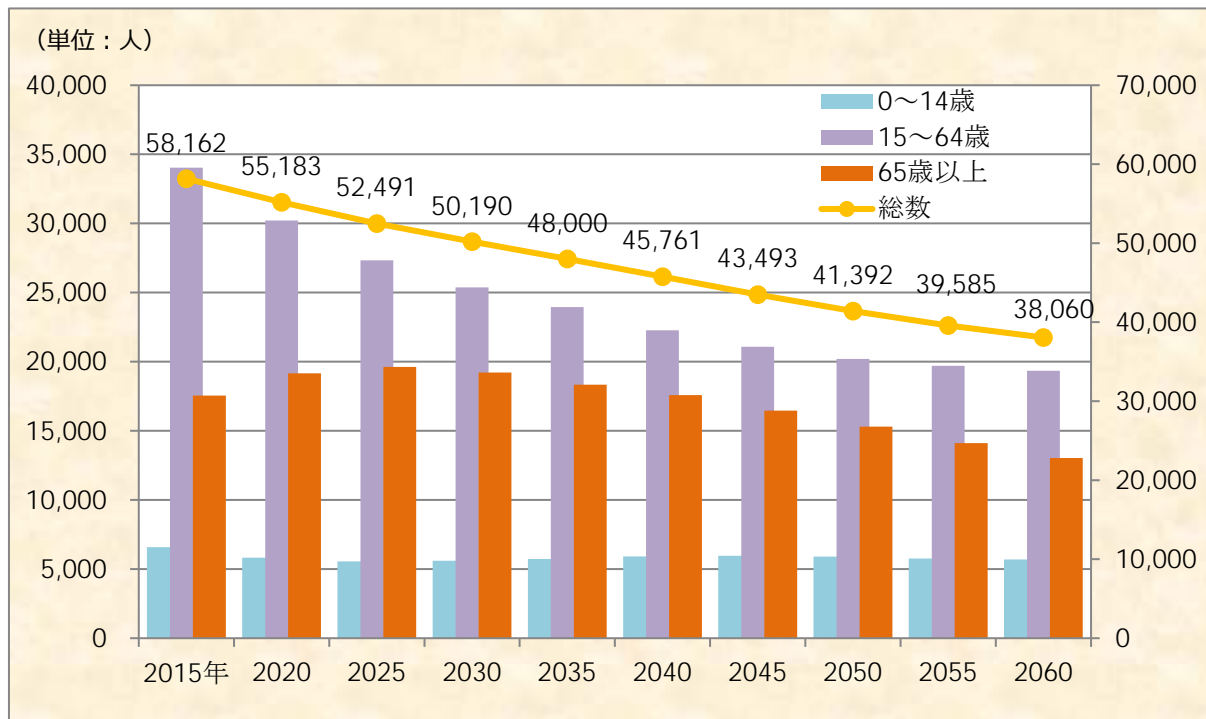
表1-1 (1) 過疎とみなされる区域の人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 28,912	人 21,845	% △24.4	人 20,333	% △6.9	人 16,493	% △18.9	人 13,868	% △15.9
0～14歳	11,372	5,459	△52.0	4,447	△18.5	2,092	△53.0	1,300	△37.9
15～64歳	15,218	13,640	△10.4	12,117	△11.2	9,473	△21.8	7,704	△18.7
うち 15歳～ 29歳(a)	5,351	4,469	△16.5	2,959	△33.8	2,553	△13.7	1,544	△39.5
65歳以上 (b)	2,322	2,746	18.3	3,769	37.3	4,928	30.8	4,859	△1.4
(a)/総数 若年者比率	% 18.5	% 20.5	—	% 14.6	—	% 15.5	—	% 11.1	—
(b)/総数 高齢者比率	% 8.0	% 12.6	—	% 18.5	—	% 29.9	—	% 35.0	—

表1-1 (1) 二本松市の人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 75,634	人 66,745	% △11.8	人 66,988	% 0.4	人 63,178	% △5.7	人 58,162	% △7.9
0～14歳	28,388	16,246	△42.8	14,051	△13.5	8,923	△36.5	6,570	△26.4
15～64歳	41,755	43,418	4.0	42,436	△2.3	38,781	△8.6	33,974	△12.4
うち 15歳～ 29歳(a)	13,570	15,355	13.2	11,290	26.5	10,510	△6.9	7,638	△27.3
65歳以上 (b)	5,491	7,081	29.0	10,501	48.3	15,453	47.2	17,526	13.4
(a)/総数 若年者比率	% 17.9	% 23.0	—	% 16.9	—	% 16.6	—	% 13.1	—
(b)/総数 高齢者比率	% 7.3	% 10.6	—	% 15.7	—	% 24.5	—	% 30.1	—

表1-1 (2) 人口の見通し



二本松市人口ビジョン（令和3年3月）より

(3) 市の行財政の状況

ア 行政の状況

二本松市は、平成17年12月1日の合併を機に行政組織を再編し、旧3町の役場庁舎はそれぞれの住民サービスを行う総合支所として活用されています。

イ 財政の状況

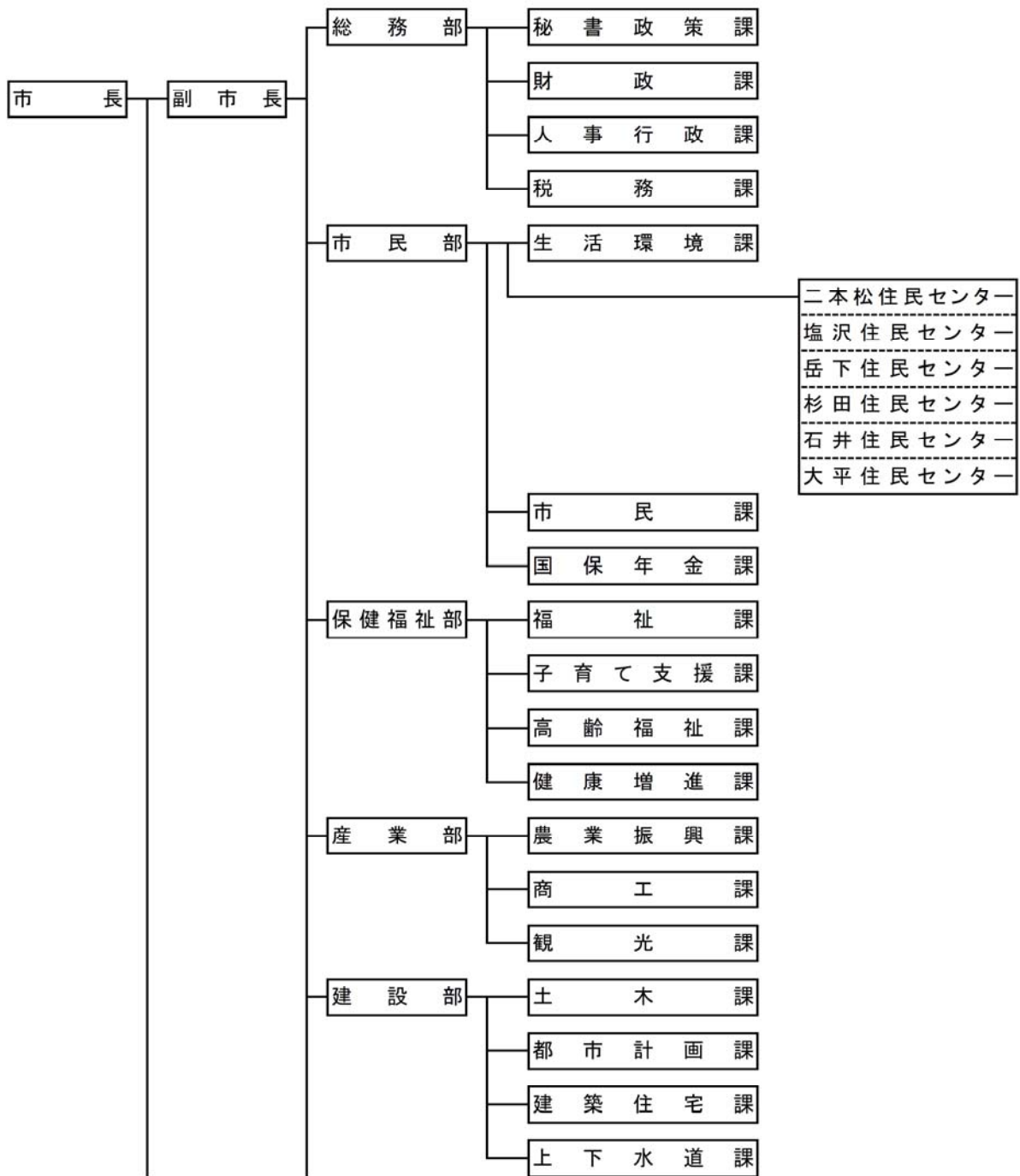
二本松市の令和元年度の財政規模は334億円規模で、除染対策交付金や地方交付税の減などから、平成27年度と比較して33.7%の減となりました。

また、令和元年度の財政力指数は、0.45、公債費負担比率は、13.8となっています。

表1-2 (1) 市町村財政の状況(二本松市) (単位：千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	27,790,766	50,424,281	33,419,706
一般財源	17,279,035	18,641,514	17,542,318
国庫支出金	2,837,269	3,911,540	3,629,815
都道府県支出金	1,298,473	18,577,840	4,070,896
地方債	2,626,860	4,927,296	2,762,852
うち過疎債	257,100	124,100	190,800
その他	3,749,129	4,366,091	5,413,825
歳出総額 B	26,707,739	47,463,236	31,051,256
義務的経費	10,201,647	9,981,069	10,391,098
投資的経費	4,797,210	10,444,613	5,016,311
うち普通建設事業	4,680,904	8,822,421	4,335,906
その他	11,122,609	26,373,867	15,010,944
過疎対策事業費	586,273	663,687	632,903
歳入歳出差引額 C (A - B)	1,083,027	2,961,045	2,368,450
翌年度に繰り越すべき財源 D	504,143	1,194,258	893,866
実質収支 C - D	578,884	1,766,787	1,474,584
財政力指数	0.47	0.45	0.45
公債費負担比率	15.1	13.5	13.8
実質公債費比率	17.2	12.1	9.9
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	82.7	88.4	96.0
将来負担比率	124.9	71.6	53.2
地方債現在高	29,307,728	32,662,826	32,343,733

二本松市行政組織図(令和3年4月1日現在)



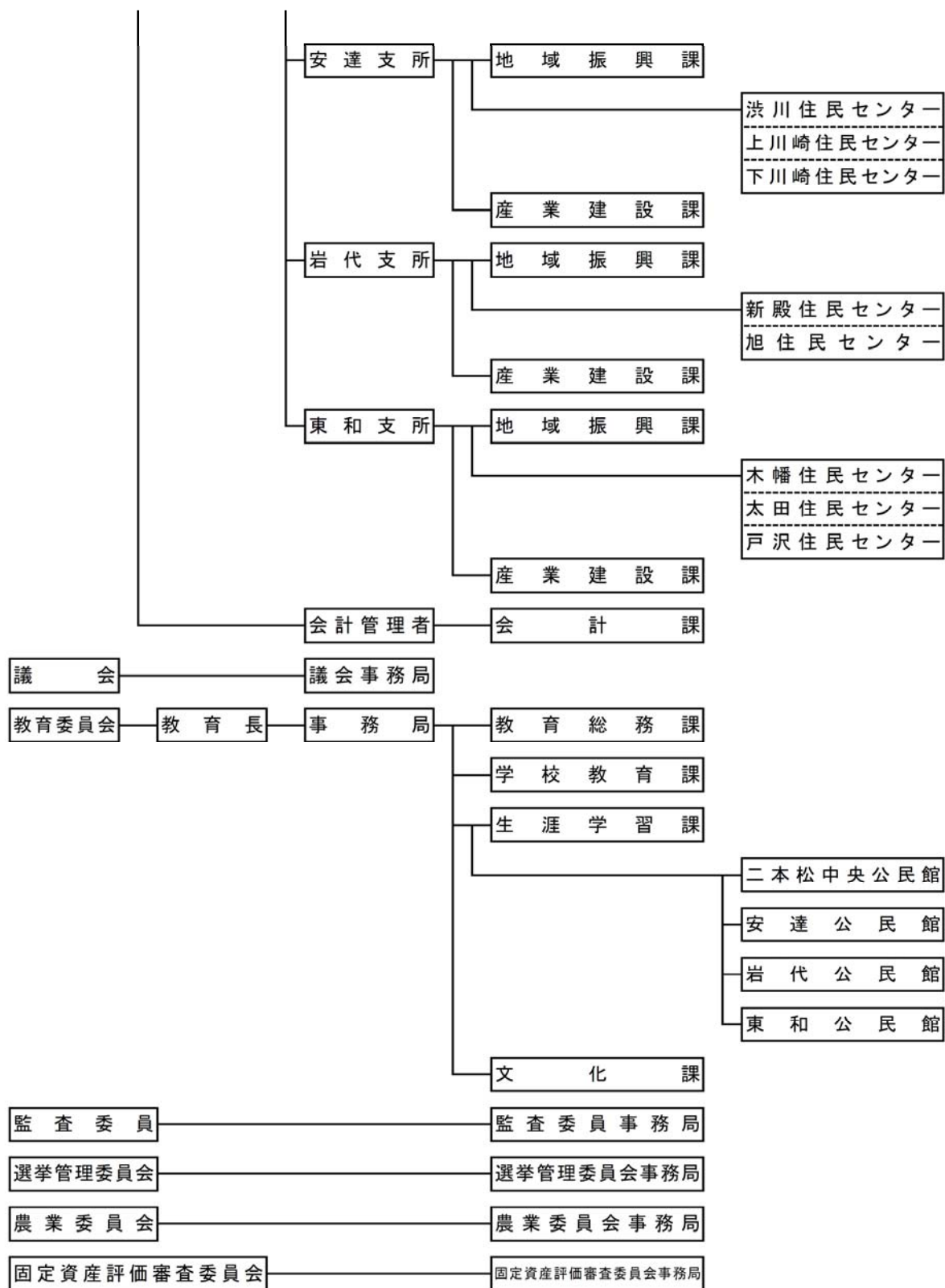


表1-2(2) 過疎とみなされる区域の主要公共施設の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末
市町村道					
改良率 (%)	—	36.6	43.4	47.5	48.4
舗装率 (%)	—	32.8	48.0	57.2	60.2
農道					
延長 (m)	—	—	—	16,610	0
耕地1ha当たり農道延長 (m)	13.7	3.5	3.9	9.7	0.0
林道					
延長 (m)	—	—	—	54,126	54,126
林野1ha当たり林道延長 (m)	7.4	6.0	6.8	6.5	6.5
水道普及率 (%)	8.0	18.8	33.6	46.3	54.8
水洗化率 (%)	—	—	—	—	—
人口千人当り病院、 診療所の病床数 (床)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

表1-2(2) 二本松市の主要公共施設の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末
市町村道					
改良率 (%)	—	39.0	45.7	48.8	49.9
舗装率 (%)	—	35.7	50.9	58.5	61.0
農道					
延長 (m)	—	—	—	33,527	0
耕地1ha当たり農道延長 (m)	—	—	8.5	6.9	0.0
林道					
延長 (m)	—	—	—	72,846	72,846
林野1ha当たり林道延長 (m)	—	—	4.4	4.6	4.7
水道普及率 (%)	—	—	56.0	81.3	87.9
水洗化率 (%)	—	—	45.1	47.3	69.7
人口千人当り病院、 診療所の病床数 (床)	8.0	8.0	8.0	8.8	—

(4) 地域の持続的発展の基本方針

ア 持続的発展の基本的方向

本市の過疎とみなされる地域では、過疎地域の指定を受けて以来、地域の特色を生かしながら過疎地域対策緊急措置法、過疎地域振興特別措置法、過疎地域活性化特別措置法及び過疎地域自立促進特別措置法に基づく各計画により、生活環境の整備、公共施設の整備、産業の振興と地域の自立に向けて鋭意努力してきました。

しかしながら、全体的な整備水準については、いまだ他地域との格差があり、若年層の地域外への流出や少子高齢化の進行などにより、地域活力は低下しています。また、基幹産業である農林業が停滞し、新規企業立地も見込めない現状にあり、さらには環境保全意識の高まり、高度情報化の進展、生活圏の広域化などにより、行政ニーズは多様化してきています。

本市の均衡ある発展を図るため、過疎とみなされる地域においても「二本松市総合計画」に基づき、各地域の特色に配慮したまちづくりを進めるとともに、ポストコロナ時代を見据えた過疎地域の役割を踏まえ、持続的発展に向けた施策に取り組んでいきます。

イ 重点事項

1. 健康寿命の延伸
2. 地域のちから
3. こどもの未来
4. 人口減少対策

ウ 基本目標と方策の柱

1 健康で暮らし続けられるまち

生活習慣病予防や介護予防などの保健事業の充実を図り、健康寿命の延伸を目指します。

また、支援を必要とするすべての市民が適切な福祉サービスを受けられる体制を整備し、市民、地域、行政が互いに連携し、地域ぐるみで健康づくりや福祉の充実に取り組みます。

さらには、生涯学習や文化・芸術活動の充実を図るとともに、スポーツの活性化を図ることで、地域の中で人とつながり、生きがいを持った生活が送れるよう努めます。

2 地域の誇りに満ちた活力あるまち

観光都市としての魅力向上に取り組むとともに、中心市街地への人の流れを生み出し、集客施設や商店街の活性化につなげることで、活力と賑わいのあるまちづくりを進めます。

地場産業の振興を図るとともに、再生可能エネルギーの地産地消や産業団地への企業立地の促進により、市内経済の活性化と多様な就業の場の確保を図ります。また、農業の持続的発展に向け、商品の付加価値を高めるとともに、販路拡大や農業担い手の育成、安全安心な農産物の生産などに取り組み、活気あふれる農業の振興を推進します。

これらの豊富な地域資源や伝統的な文化・風土を磨き上げ、地域の魅力を発信することで、交流人口や関係人口を増やすとともに、人がつながり支えあう地域づくりを推進します。

3 世代をつないで人を育むまち

次世代の育成に向けて、ニーズに応じた教育環境の整備を推進していきます。

すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、安心して育まれるよう、支援を要する子どもたちへのケアをはじめ、家庭、地域と連携しながら、二本松市全体で子育てを支援する仕組みをつくりまします。

また、二本松市で生まれた子どもたちが生涯にわたって二本松市を想い、さらには市内に定住し続けてもらえるよう、生活基盤の確保を図る一方、若者の出会いと交流の促進や多様な就業の場の確保、新規創業などのチャレンジを支援していきます。

4 安全で快適な暮らしのあるまち

生活支援機能を集約したコンパクトな市街地形成を図りつつ居住環境を整備するとともに、利用者のニーズを捉えた公共交通ネットワークを構築し、市内全ての地域での生活の利便性向上に努めます。

また、これまで本市で発生したあらゆる災害の教訓を生かした対策を行うとともに、自主防災組織の育成等による防災・減災体制の強化に取り組みまします。さらに、地域医療体制の充実や交通安全対策、防犯対策なども踏まえた安全で快適な暮らしのできる環境を整備まします。

環境保全については、地球温暖化防止や再生可能エネルギーの利用拡大などに取り組み、低炭素で環境にやさしい社会の構築に取り組みまします。

方策の柱 みんなで創る持続可能なまち

職員の適正配置や行政サービスの効率化を図るとともに、広域連携を図ることで、効果的に政策を展開していくことのできる仕組みづくりに努めます。

「持続可能な二本松市」の実現に向けて、地域づくりや産業振興、福祉など幅広い分野において、市民との連携・協働によるまちづくりを推進まします。

市政情報の積極的な公開や広聴広報機能のさらなる拡充を図るとともに、分かりやすく、きめ細かなシティプロモーションを推進まします。

エ 施策横断的な視点

1. EBPMの推進
2. Society 5.0（第5の新たな社会）への対応
3. SDGs（持続可能な開発目標）の推進

オ 持続的発展のための施策

ポストコロナ時代を見据えた過疎地域の役割を踏まえ、次の視点により施策に取り組みます。

- 1 過疎地域への流れを創出するとともに、地域の担い手となる人材の確保・育成
- 2 過疎地域の強みである地域資源を最大限活用
- 3 情報通信基盤の整備、DX（デジタルトランスフォーメーション）・新技術の活用推進

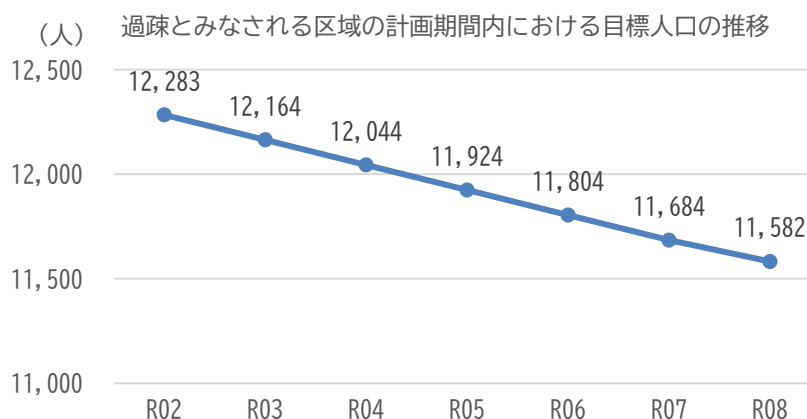
（５）地域の持続的発展のための基本目標

（４）の基本方針に基づき、二本松市の持続的発展に関する目標として「人口に関する目標」と「財政力に関する目標」をそれぞれ以下のとおり設定することとします。

① 「人口に関する目標」…過疎とみなされる区域の目標人口の推移

	現状人口	目標人口
	令和2年(2020年)	令和8年(2026年)
過疎とみなされる区域 (岩代・東和地域)	12,283人	11,582人

※平成27年国勢調査ベース（各年10月1日基準）

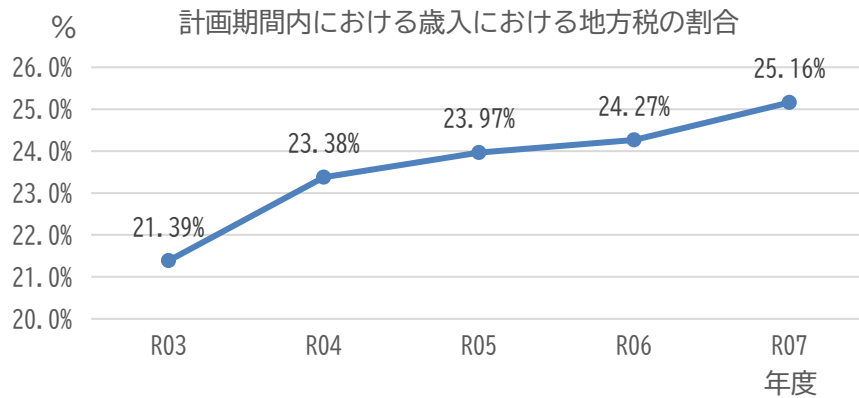


なお、二本松市総合計画における目標人口は、平成25年(2013年)～令和2年(2020年)の純移動率が、令和2年(2020年)～令和7年(2025年)には0.5倍に縮小し、令和7年(2025年)～令和12年(2030年)にゼロになると仮定して推計しており、令和12年(2030年)までに、移動均衡(社会増減ゼロ)を目標に掲げています。

② 「財政力に関する目標」…歳入における地方税の割合

	現状	目標
	令和3年度(2021年)	令和7年度(2025年)
歳入における地方税の割合	21.39%	25.16%

※新市建設計画における財政計画より



今後の経済見通しを踏まえ、現行税制度を基本として人口の推移を考慮し見込んでいます。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況の評価については、それぞれ設定した目標（指標）の達成度を1年ごとに事後評価することとします。評価した結果については、議会へ報告するとともに市ウェブサイト等で公表することとします。

(7) 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本市の公共施設は、これまで高度経済成長期にかけて集中的に整備されており、その施設の建替えなどの更新時期を一斉に迎えようとしています。今後、少子高齢化が一層進行することが懸念される中、社会保障費の増大や、これまでに整備されてきた公共施設の更新等費用の集中など、多額の財政需要が見込まれる状況にあります。

このような状況を踏まえ、本市の公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な維持管理を実現するための基本的な方向性を示す「二本松市公共施設等総合管理計画」を平成29年3月に策定しました。また、これを受けて中長期的な施設整備の考え方を示す「二本松市公共施設個別施設計画」を令和3年3月に策定したところです。今後はこれらの計画に基づき、施設の利用状況や必要性等あらゆる視点から検討を重ねるとともに、地域住民と協議しながら公共施設のあり方と維持保全の方向性をさらに検討することとしています。

二本松市過疎地域持続的発展計画に記載された全ての公共施設等の整備が「二本松市公共施設等総合管理計画」に適合するとともに、関連する公共施設等の計画的な管理を推進し、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

本市では、移住・定住・地域間交流の促進に向け、地域おこし協力隊によるイベントの企画、農業体験、地域との交流や、集落支援員による持続的な集落の維持に向けた支援を行っています。また、市外及び県外の都市部と農村部の交流を促進して地域活性化を図るため、二地域居住を推進しているほか、交流都市での物産販売に積極的に出店し、二本松市の魅力をPRする地域間交流を行っています。今後は二地域居住及び地域間交流の更なる充実を図るため、受け入れ・発信態勢の拡充が必要です。

また、若者の定住を促進するとともに、首都圏等からの定住・二地域居住による移住者を受け入れるためには、必要な情報を効果的・多面的に発信していくことが必要であるとともに、住宅の取得や住環境の整備を支援していくことも重要です。

過疎地域の持続的発展のためには、定住人口の増加が求められますが、本地域の基幹産業である農林業の衰退、後継者不足や若者の流出などにより、過疎進行に歯止めがかからず地域の自立促進は大きな問題となっています。地域の後継者対策として、工場団地や住宅団地の造成、企業誘致、公共施設の整備などに取り組んできましたが、過疎脱却には至っていない現状にあります。これらの施策とともに、グリーンツーリズムやふるさと体験ツアーなど様々な事業を通して都市との交流を図り、自然、歴史、スポーツなどの総合的な調和のとれた活用により、二地域居住・交流人口の増加を図る必要があります。

(2) その対策

- 地域の特性を生かしたさまざまな交流を拡大し、移住・定住、関係人口の創出及び地域間交流の推進に努めます。
- 若者やI・J・Uターン者等に良好な住環境を提供するため、既存の住宅団地分譲をさらに推進し、住宅取得に対する助成を行うとともに、住民のライフスタイルに応じた質の高い魅力ある集落の整備を促進します。
- 老朽化住宅は、耐震診断の実施及び耐震補強工事を促進するとともに、バリアフリーや近年の居住ニーズにあった快適な住まいへの改修・リフォーム等を促進します。
- 都市部からの居住希望者の需要を把握しニーズに対応できるよう、空き家の情報を収集し発信を行います。また、空き家等の所有者に対し、適正管理の助言や指導等を行うとともに、特定空き家等については、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき必要な措置を講じることとします。住宅の新築や改築の際には、森林資源の有効利用を促進し、良好な住環境が保たれるよう適切な助言を行います。
- 「集落支援員」や「地域おこし協力隊」の活用による集落をけん引する人材の育成や、NPO法人、若者などの都市部住民等の多様な主体による地域づくり活動への参加を促進します。
- 定住支援員を各地域に配置し、田舎暮らし体験や空き家情報の提供を行い、移住者の

受け入れ体制の充実を図り、定住・二地域居住を誘導する事業を推進します。

- 分譲が進んでいない住宅団地は広報活動、販売セールスや住宅取得助成等により早期完売を目指します。
- 若年者や都市部からの定住・二地域居住の推進のため、様々な情報を提供するほか、基幹集落等における生活環境の整備を進めます。
- 過疎化が進行し、地域の基幹産業である農業の後継者不足が深刻になっているため、本市に関心を持たれる方等を増やしながら定住・二地域居住を推進し、過疎化の進行に歯止めをかけます。
- 農村と都市などの他地域との人、もの、情報の交流を図るため、「道の駅ふくしま東和」、「道の駅さくらの郷」、宿泊施設「ウッディハウスとうわ」、「名目津温泉」及び「日山キャンプ場」等を核として、農業体験を中心とした滞在型余暇活動の推進や、ふるさと体験ツアー等の地域間交流を促進します。
- グリーンツーリズム、カヌー体験ツアー、ふるさと体験ツアーや幡祭りツアーなど、都市交流各種ツアーの開催、都市でのイベント参加などの交流事業を促進し、交流人口の増加に努めます。
- 若い人たちが農業をやるという意欲を見せる地域、そして都会の人にとって魅力ある地域づくりに努めます。
- 中学・高校・大学生を中心に地域間交流や国際交流を推進し、新しい地域文化が息づく地域社会を目指すとともに、今後の二本松市、さらには日本を支える人材育成に努めます。
- 中学・高校・大学生を中心に地域の企業を知る機会を設け、地元への定着を促すとともに、企業体験やマーケティング体験などを通して地域を支える人材育成を推進します。

▶目指す指標

	現 状	目 標
	令和元年度 (2019年)	令和7年度 (2025年)
I・J・Uターン等移住者	年15人	年15人
地域おこし協力隊任期満了者の定住状況	年2人	年2人(累計10人)

(3) 計 画

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 移住・定住 地域間交流	定住促進・二地域居住の推進 ・定住支援員の配置 ・移住促進住宅取得支援事業 ・移住者空き家改修費等補助 ・首都圏及び地域間交流の促進事業 田舎暮らし体験や空き家情報の提供を行い、移住者の受け入れ体制の充実を図り、定住・二地域居住を誘導する事業を推進する。 ※基金を積立てて事業を実施。	二本松市 実施団体	
		地域おこし・集落支援事業 ・地域おこし協力隊による地域力の維持と魅力ある地域づくり ・集落支援員による集落対策 集落をけん引する人材の育成や、NPO法人、若者などの都市部住民等の多様な主体による地域づくり活動への参加を促進する。 ※基金を積立てて事業を実施。	二本松市	
		農山村滞在型余暇活動の推進 ・体験、滞在型観光の推進 ・グリーンツーリズムの推進 過疎化が進行し、地域の基幹産業である農業の後継者不足が深刻になっているため、本市に関心を持たれる方等を増やしながら定住・二地域居住を推進し、過疎化の進行に歯止めをかける。 ※基金を積立てて事業を実施。	実施団体 二本松市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

移住・定住・地域間交流の促進、人材育成に係る公共施設等の整備・維持管理については、二本松市公共施設等総合管理計画における【基本方針】に基づき、二本松市公共施設等総合管理計画との整合を図りながら過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 産業全般

農業、林業、工業、商業、観光業では、それぞれ産業振興の取り組みが進んでいますが、一方で、産業を担う住民の高齢化、後継者不足等の問題を抱えており、農商工連携、生産・加工・流通・販売の一元化による取り組みに対する支援も行っていく必要があります。これらの新たな取り組みに対しては、融資制度等により支援していくとともに、これまでに整備が進められてきた交流拠点・遊休施設等を生かした新たな流通・販売チャンネルの構築も進めていくことが必要です。

また、情報化の進展に伴い、テレワーク（*ICT（情報通信技術）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方）等による情報関連産業や、ベンチャービジネス、コミュニティビジネス及び高齢社会に対応した新規産業の支援を行っていくことも求められています。

② 農業

本地域の農業は、農業生産の基盤をなす耕地のほとんどが阿武隈高地特有の起伏に富んだ山間丘陵地に点在しています。平成27年農林業センサスによると、岩代地域の経営耕地面積は、田が356ha、畑が405ha、樹園地が17haとなっており、東和地域の経営耕地面積は、田が273ha、畑が193ha、樹園地が38haとなっています。

水田の多くは狭隘な谷間にそって枝状に散在し湿田が多く、畑は山腹の急傾斜地に分布し、形状が複雑で機械化や団地化が困難であることなどから、経営耕地面積は年々減少の一途をたどってきました。特に、地域の基幹作物であった養蚕農家の激減により、桑園の多くが遊休地となっています。さらに、有害鳥獣の被害も増加しています。また、高齢化による担い手不足もあり、田畑に休耕が目立ち生産環境は厳しい状況にあります。さらに、農産物の輸入自由化などによる農産物の価格低迷などが農家経営を圧迫し、農家数の減少や兼業化が急速に進んでいます。

これらの現状を踏まえて、経営感覚に優れた認定農業者の育成、中核的農家への農地利用集積、作業受委託による規模拡大、集落営農の推進、既存作目の拡大・施設化、低価格に対処するための省力化等、他産業並の農業所得を獲得できる経営技術の導入、スマート農業の推進を図っていく必要があります。また、新たに農業に取り組もうとする人に対し、農業技術を習得するための研修等を支援していく必要があります。

また、森林資源を活用した施設園芸等、新たな取り組みを支援し、経営の安定化を図るとともに、環境に配慮した農業による地域環境の保全を推進する必要があります。

③ 林業

森林面積のうち民有林の面積の現状を見ると、岩代地域では、4,443haであり、総面積の45.2%を占めています。東和地域では、3,221ha、総面積の44.6%を占め

ており、どちらの地域でも多くの面積を占めています。人工林は、植林後経過年数36年以上が多く、保育、間伐等の計画的な森林施業が必要となっています。森林は、土地や自然景観の保全、水源かん養、山の恵み、安らぎの場の提供など、住民の暮らしと深い関わりを持っていますが、林業従事者の減少、経営基盤が弱体化するとともに、生産基盤の立ち遅れ等により適正な森林管理が進まない状況にあります。

さらに、原子力災害に伴う森林への放射性物質の影響、森林整備の停滞、特用林産物の出荷制限、風評等により、計画区内の森林・林業・木材産業は大きな影響を受けています。また、低コストで安定供給体制が整っている外国産材の輸入などにより、国産材の需要低下や価格の低迷が続いています。

森林、林業の重要性を認識し、緑豊かな自然を大切にしながら森林の有効活用を図るとともに、引き続き林道等の整備を行っていく必要があります。

④ 工業

平成30年の工業統計によると、本市の工業は148事業所で従業者7,191人、製造品出荷額等は、184,506百万円となっています。

若者の流出に歯止めをかけ、定住を促進するためには、企業誘致による雇用の場の確保は欠かせない条件であることから、社会経済の状況等を見極めた企業誘致に努めるとともに、地元企業の育成や起業の促進により、新規学卒者の就労機会の創出を図る必要があります。

本市は、県の中心都市である福島市や郡山市に近いという恵まれた立地条件にあることから、独自の企業立地奨励制度を設けて、雇用機会を拡大する企業の誘致に努め、工業振興を推進することとしています。

岩代地域及び東和地域の事業所は、地域内各地に散在しており中小零細事業所が多く、雇用者はパートや臨時雇用など不安定な就労者が多い現状にあることから、人材育成補助、制度資金融資等の中小企業支援策により、地元企業の育成、経営基盤の強化に努める必要があります。また、隣接する市町村の製造業との関連、自然豊かな環境など、地域の特色を生かした企業誘致を促進する必要があります。

⑤ 商業

平成28年の経済センサスによると、本市の小売業は法人・個人合わせて470事業所、従業者数2,876人、年間販売額52,944百万円となっています。本市の中心市街地と地域拠点地区の商店街は、車社会の進展、大型店の進出、消費者ニーズの高度化、多様化、インターネット販売の台頭のなか、活力を失い、経営者の高齢化や後継者不足、兼業化や廃業により、空き店舗が増加し、空洞化が進んでいます。

岩代地域では、小浜地区の主要道路沿いに店舗の約3分の1が集中し、その他は新殿、百目木、田沢地区の主要な集落の一般居住地区に店舗等が混在しています。東和地域では、中心地である針道地区の主要道路沿いに店舗の約3分の1が集中し、その他は太田、木幡、戸沢地区の3地区に生活に密着した小規模の商店街が形成されています。

これら地域の事業者は、日用品・食料品を扱う地域生活インフラとしての役割を担うだけ

でなく、地域の祭りやイベント、消防、防犯等の地域活動の担い手であったため、地域内消費の減少による商店の衰退は、地域の維持にも支障を生じかねない状況にあります。このため、商工会との連携による経営相談の強化、新規創業支援など、地域の特色を生かした商業活性化対策を講じる必要があります。さらに「持続可能な歩いて暮らせるまちづくり」の考えに基づき、公共交通の整備により車に過度に依存せず移動することができ、誰もが暮らしやすく環境の負荷が少ない「人」中心の新しいまちづくりが必要です。また、高齢者が多い集落等に対しては、配達サービスや配食サービスなど、福祉施策と連携した商業の維持を図っていく必要があります。

⑥ 観光・レクリエーション

近年、価値観の多様化により旅行者のニーズも変化しており、観光のスタイルは従来の名所を巡る観光から、体験型や学習型の観光、グリーンツーリズムやエコツーリズムなど自然とのふれあいを求める観光、癒しや安らぎを求める観光等多様化しています。

平成30年に設立した「一般社団法人 にほんまつDMO」を中心として、多くの人に訪れてもらえるよう誘客体制の充実などにより、観光客を市内に引き込み、市内に還流させるおもてなし観光を推進し、民泊の活用などにより滞在交流型観光を進めていくことが必要です。

【岩代地域】

本地域は、豊かな自然景観や歴史的な史跡・名勝、あるいは巨木・名木、伝統的な芸能・祭り・行事など多様な地域資源に恵まれており、特にうつくしま百名山にも選定されている県立自然公園「日山」や、国の天然記念物である巨木「杉沢の大スギ」、「万人子守地蔵尊」、「小浜城跡」、さらに、「合戦場のしだれ桜」がマスコミにとりあげられたこともあり、県内外に広く知れわたり多くの観光客が訪れるようになってきています。「日山キャンプ場」や「日山パークゴルフ場」、「名目津温泉（単純弱放射能冷鉱泉）」などの観光資源もあり、観光客の増加が一層見込まれるほか、地域内には未発掘の大木・古木、景勝地、清水、水辺等、多くの地域資源が存在し、これら資源を再整備するなど、新たな視点に立って観光・レクリエーションの開発・振興を図ることが必要となっています。

また、国道349号沿いに整備された「道の駅さくらの郷」は、農産物直売所として地域振興の中核施設であり、地域イベント及び農作業等体験、グリーンツーリズムなどを通じて都市部との交流を進めています。

【東和地域】

本地域は、歴史を秘めた数多くの文化財やおだやかな山村風景などの資源に恵まれ、四季を通じて多くの人々に親しまれています。特に、名勝地の木幡山、キャンプ場のある夏無沼、カヌー体験ができる阿武隈川島山と阿武隈漕艇場、塩の道白髭宿、羽山などは観光資源としての魅力を持ち、東北のボストンマラソンと称される「東和ロードレース大会」や国指定重要無形民俗文化財の「木幡の幡祭り」、市指定無形民俗文化財「針道のあばれ山車」などのイベントも開催されます。

また、国道349号沿いに整備された「道の駅ふくしま東和」では、地元特産品の有機野菜等の農産物をはじめ、農産物の加工品、桑製品、陶芸品、木工品などの直売等が行われ、市民や観光客の憩いの場であるとともに、雇用創出や新規就農の受入れなど独自事業を展開しており、各種交流事業の推進なども積極的に行われています。

今後、滞在型観光地として確立するため、農家民泊を中心にした農業体験や農村体験型グリーンツーリズムの構築を図りながら自然と触れ合う機会を設け、観光資源やイベントの活用も図りながら観光地づくりを進める必要があります。

(2) その対策

① 産業全般

- 農商工連携、生産・加工・流通・販売の一元化による取り組み（6次産業化）に対する支援を行っていきます。
- 地元の農林水産物資源と食品産業などの他産業との連携を進めるため、新たな付加価値を生み出すための地域計画の立案及び実行団体へ助成し、農業6次産業化を推進します。
- 地域産業の振興はもとより、新規企業の立地促進、地域特性を生かした新産業創出等を積極的に支援するなど、安定した雇用の場を確保し、地域の中心的な担い手となる若年層の地域外流出の防止及びI・J・Uターン（*都市部から地方へ移住する現象で、地図上の動きをアルファベットになぞらえた表現）を促進します。
- テレワーク等による情報関連産業や、ベンチャービジネス、コミュニティビジネス及び高齢社会に対応した新規産業の創出等に努めます。
- 企業移転やサテライトオフィス設置を推進します。
- 主体性と創意のある地域づくりを目指し、行政、生産者等の関係団体等と連携し、市場のニーズを的確に捉えた売れる産品づくりにより、ふるさと産業おこしを推進します。

② 農業

- 中核農家や生産組織等による生産性の高い農業ができるよう、優良農地を対象に生産基盤を整備し、機械化を推進して省力化を図るなど、総合的に農村定住基盤の強化を図ります。
- 農地の流動化、機械の共同利用、農作業の受委託等を行い、地域営農のシステムを確立します。
- 遊休農地については、集团的条件整備により中核農家へ農地集積を図るなど、地域の特性を生かした地域特産物の導入等により、高収益・高付加価値型農業を推進します。
- 農業従事者の高齢化や離農により遊休農地が拡大しているため、遊休農地の伐採伐根及び整地に要する経費の一部を助成し、遊休農地の解消を図ります。
- 地域農業の中心となる先進的知識・技術を有する中核的な農家として認定農業者を育成し、集落営農活動の中心となる生産組織の育成と生産団体との連携を図ります。
- 生産方式の高度化や、経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材育成及び、女性農業者、新規就農者の育成に取り組むため、各種研修を実施するとともに、意欲と能力のある者が幅広く、かつ、円滑に農業に参入し得るよう、家族経営協定の推進や相談機能の

一層の充実を図ります。

- 新たに農業に取り組もうとする人に対し、農業技術を習得するための研修期間の生活等を支援し、後継者育成の推進を図ります。
- 過疎地域持続的発展特別事業として、新規就農者研修等支援事業（研修生用住宅整備や生活費援助等）を実施します。
- 観光農園の整備や農産品オーナー制度の推進、さらには農家民泊農作業体験事業の実施など、消費者との農業交流事業の推進に努めます。
- 畜産の振興のため乳用牛農家においては、優良牛改良増殖や育成牛の確保を図り、繁殖牛・肥育牛においては、育種価を基本とした導入と改良、精液確保及び繁殖・肥育一貫経営を推進します。
- 地元農産物加工品等の開発に努めるとともに、直売所やふるさと小包の充実など、有利販売のための流通ネットワークづくりに努めます。
- 過疎地域持続的発展特別事業として、ブランド商品の振興・開発、振興作物導入等を実施します。
- 農用地や農業施設等の資源、気象条件を生かし、農業生産力を十分に発揮するため、園芸や畜産、菌茸の生産を支援します。
- 農業生産を核とし、生産した農産物の加工、流通、販売など6次産業化への取り組みを支援し、農業経営の向上と地域活性化を図ります。
- 生産基盤の整備のため、二本松市農村環境計画に基づき、ほ場・農道・用排水路の整備を進めます。また、地域特性を生かした農業を展開するため、園芸用ハウス等の整備を進めます。
- 耕種農家と畜産農家が連携し、良質な堆きゅう肥を使った農業を進め、資源循環型の農業や環境保全型の農業を推進します。
- 付加価値を加えた商品の開発、地域農産物の直売、地産地消の実践、農業生産工程管理（GAP）の推進などを行い、道の駅との相乗効果を図ります。
- 農林水産加工品による特産品開発を促進するため、各団体、グループ等による研究開発を支援します。
- 水稻は、コシヒカリ等主食用米のほか、加工用米、飼料用米を推奨し、作業や機械の共同化を進めます。また、水田を担い手に集中させ、効率の良い経営体を目指します。
- 中山間地域等直接支払制度を活用し、集落における営農を維持するとともに集落の活性化を図ります。
- 鳥獣による農林水産物への被害拡大を防止するため、有害鳥獣対策を推進します。
- 市で推奨する野菜の産地化を図ります。
- 葉たばこについては、機械化を進め効率の良い生産を進めます。
- 果樹については、リンゴやサクランボ等の良質の果樹生産を推進します。また、観光農園としても活用を図ります。
- 花きについては、切り花などの生産拡大を図ります。
- 都市の小中学生・高校生による長期宿泊体験活動の交流事業等を推進していきます。

- 過疎地域持続的発展特別事業として、グリーンツーリズム推進事業（体験農業の推進、農家民宿の推進等）を実施します。
- 新たな特産品開発等を進めるため、農産物加工施設等の拡充を図ります。
- 経営の安定化と環境に配慮した農業を推進するため、森林資源等（バイオマスエネルギー）を活用した施設園芸など新たな取り組みを支援します。

③ 林業

- 森林のもつ多面的機能を確保するため、計画的な林業基盤の整備を図り、適切な保育管理を推進し、森林病虫害の防除や林野火災発生防止を図ります。
- 保全上重要な森林は保安林に指定する等、その機能保全に努めます。
- 森林整備計画を樹立し、特定広葉樹育成施策を推進するとともに、人工林の保育・間伐等の促進、作業道の開設等に努めます。
- 林業従事者の減少、就業者の高齢化に対応する担い手の育成・確保、受委託組織体制の整備等に努めます。
- きのことや木炭等の特用林産物の生産については、なめこの施設栽培や原木しいたけなどについて推進していきます。
- 人と環境に優しい素材の木材を有効に活用するため、地元産の木材を積極的に利用し地産地消の推進を図ります。
- 森林とのふれあいの場の整備拡充や住民参加の緑化運動を推進し、みんなで森を守り育むという意識の醸成に努めます。
- 自然環境に配慮し、自然体験、学習の場などレクリエーション活動を積極的に実施するとともに、都市との交流を図り、山村の活性化を図ります。
- 林業技術の研究、開発と林業者の健康増進及び、担い手育成のための林業活動拠点施設として、森林センター（ウッディハウスとうわ）の有効活用を図ります。

④ 工業

- 企業立地を奨励するため、立地企業への優遇制度を活用するとともに、企業のニーズに対応したオーダーメイド方式による工業用地の確保や、地理的条件、自然環境、人材確保等、本地域の特色・魅力を情報発信することにより、新規企業の立地促進に努めます。
- 地元企業を育成し、経営基盤を強化するため、人材育成支援や制度資金融資などの中小企業支援施策の強化、商工会と連携した経営相談や経営指導の充実及び雇用を創出する起業の促進を図ります。
- 農業や観光産業などと連携し、地域の資源を生かした製品の開発、販路開拓に努めます。

⑤ 商業

- 商工会と連携して、経営相談、経営指導の強化を図るとともに、商業後継者や地域リーダーの育成に努めます。
- 地域の状況や特色を把握し、地域消費者のニーズに対応した商店会の共同事業や活性化イ

ベントの開催を支援します。

- 高齢者の福祉対策と連携し、配達サービスや配食サービス等、地域生活に必要な商業機能を維持する取り組みを支援します。
- 農林産物加工品による特産品開発を促進するため、研究開発を行う各団体、グループ等と連携し、販路開拓に努めます。

⑥ 観光・レクリエーション

- 自然とのふれあいの場や交流の拠点、公園などの観光拠点機能の総合的整備や宿泊施設の充実を図り、観光入込み客の拡大による地域の経済的なうま味の確保、就労の場の創出、地域活力の創造に努めます。
- 日山周辺、杉沢の大スギ及び合戦場のしだれ桜、木幡山、夏無沼、阿武隈川、阿武隈漕艇場、塩の道白髭宿、羽山等を本地域の観光拠点地区と位置づけ、重点的に整備を進め、拠点機能の充実を図ります。
- 道の駅、農産物直売所を観光交流拠点と位置づけ、観光施設に関する情報発信を進めるとともに、施設の整備・充実に努めます。
- 農業協同組合や商工会等と連携を図って、特産品開発に努めます。
- 本市中心市街地や安達地域、近隣市町村や阿武隈地域など広域的な連携により、新たな観光ルートの設定や情報発信、広域イベントの開催などの広域観光ネットワークの形成を図ります。
- 滞在型市民農園の整備検討や都市との交流事業の推進、さらには本地域の伝統的芸能や行事・祭り等を広くPRすることにより、観光の通年化・滞在型観光の推進に努めます。
- 観光推進体制の強化のため、観光協会の育成や広域的連携体制の強化を図ります。
- 観光施設や温泉施設等の適切な維持修繕管理及び長寿命化を図るため、管理運営体制の充実に努めます。
- 人と自然が共生する農山村の魅力を最大限に生かし、地域資源を活用したアウトドアの多彩な余暇活用プログラムの構築を図り、グリーンツーリズムを促進するとともに、農林業・商業と連携し、イベントや観光資源などを活用しながら、滞在型観光地づくりを図ります。

▶目指す指標

	現 状	目 標
	令和元年度 (2019 年)	令和7年度 (2025 年)
新規就農者数 (累計)	年 20 人	年 25 人
農家民泊宿泊者数	1,126 人 (平成 31 年 1 月～令和元年 12 月)	1,600 人
年間観光客数	370 万人 (平成 31 年 1 月～令和元年 12 月)	400 万人

(3) 計 画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事 業 内 容	事業主体	備考
2 産業の振興	(9) 観光又はレクリ エーション	名目津温泉施設整備事業 ・施設の長寿命化や修繕を行い、 サービス水準の維持・向上に努 める。	二本松市	
		ウッディハウスとうわ施設整備 事業 ・施設の長寿命化や修繕を行い、 サービス水準の維持・向上に努 める。	二本松市	
	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業 第 1 次産業	農業用施設整備事業 ・農業施設整備への補助 生産性の高い農業ができるよう 生産基盤を整備し、機械化を推進 して省力化を図るなど、総合的に 農村定住基盤の強化を図る。 ※基金を積立てて事業を実施。	二本松市	
		耕作放棄地再生事業 ・遊休農地の整地等への補助 農業従事者の高齢化や離農によ り遊休農地が拡大しているため、 遊休農地の伐採伐根及び整地に 要する経費の一部を助成し、遊休 農地の解消を図る。 ※基金を積立てて事業を実施。	二本松市	

商工業・6次産業化	<p>有害鳥獣被害対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気柵購入費補助 <p>鳥獣による農林水産物への被害拡大を防止する。</p> <p>※基金を積立てて事業を実施。</p>	二本松市	
	<p>新規就農者研修等支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修生用住宅整備 ・研修生生活費援助 ・技術指導者謝礼 <p>過疎化が進行し、地域の基幹産業である農業の後継者不足が深刻になっているため、本市において新たに農業に取り組もうとする方を支援し、定住・二地域居住を推進し、過疎化の進行に歯止めをかける。</p> <p>※基金を積立てて事業を実施。</p>	新規就農者	
	<p>農業6次産業化推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農家民泊の推進 ・6次産業開業助成 ・生産団体等の産品開発・研究助成 ・農業者団体の技術習得研修助成 <p>地元の農林水産物資源と食品産業などの他産業との連携を推進するため、新たな付加価値を生み出すための地域計画の立案及び実行団体への助成を行う。</p> <p>※基金を積立てて事業を実施。</p>	実施団体 二本松市	

	観光	<p>【再掲】農山村滞在型余暇活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体験、滞在型観光の推進 ・グリーンツーリズムの推進 <p>過疎化が進行し、地域の基幹産業である農業の後継者不足が深刻になっているため、本市に関心を持たれる方等を増やしながら定住・二地域居住を推進し、過疎化の進行に歯止めをかける。</p> <p>※基金を積立てて事業を実施。</p>	実施団体 二本松市	
	その他	<p>地域づくり推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いわしろ夏祭り ・東和ふるさと祭り ・岩代産業文化祭 <p>地域づくりの推進と地域活性化を図るため、各種団体等が行う事業を推進する。</p> <p>※基金を積立てて事業を実施。</p>	二本松市	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進地域	業種	計画期間	備考
岩代地域 東和地域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)のとおり。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

二本松市公共施設等総合管理計画 産業系施設の【基本方針】より転記

- ◆ 日常点検や定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進し、サービス水準の維持・向上に努めます。
- ◆ 点検・診断の結果や施設の重要性・必要性に応じて、老朽化対策等を推進します。耐震診断が未実施の施設については、耐震診断の実施を推進します。
- ◆ 民間活力の導入などの手法を活用し、施設の整備や管理・運営における官民の連携を検討します。

産業系施設の整備・維持管理については、上記の二本松市公共施設等総合管理計画における【基本方針】に基づき、二本松市公共施設等総合管理計画との整合を図りながら過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

高度情報化社会への移行が急速に進行する中で、電子商取引が拡大し、電子マネーが普及するなど、人々の身近な生活にまで高度情報化が浸透してきています。地域の情報化は、時間や距離の制約を克服し、住民サービスの向上及び地域の振興を図るうえでも必要不可欠なものです。地域によって情報発信能力、受信能力などの格差が広がりつつあります。

本地域においても、これまで行政情報や生活情報及び観光・イベント情報提供のため防災行政無線システムの整備、地域イントラネット整備、自治体ネットワークシステム整備及び移動通信用鉄塔施設整備等、様々な情報化に取り組んできています。今後は、防災行政無線のデジタル化に伴い、整備された同報系防災無線（屋外スピーカー、防災ラジオ）や、移動系防災無線（IP無線機、簡易無線機）の適正な運用に努めます。

また、行政のデジタル化が本格化するにあたり、高齢者等のデジタル対応支援を強化して、デジタル格差を防ぐ取り組みが求められています。高齢者等がSociety 5.0時代におけるデジタル活用の恩恵を受け、いきいきとより豊かな生活を送ることができるようICT機器・サービスの利用について身近な場所で相談や学習を行えるような仕組みづくりに取り組んでいきます。

(2) その対策

- 進展する高度情報化社会に対応するため、本地域における地域情報化のあり方について、長期的視点に立って総合的に検討を進め、保健・福祉・医療・防災等の分野での情報システムの整備充実に努めます。
- 防災行政無線のデジタル化に伴い、整備された同報系及び移動系防災行政無線を適正に運用し、有事や大規模災害における情報伝達の迅速化を図ります。
- 高齢者らがデジタル化から取り残されないよう、スマートフォンやマイナンバーカードの使い方を教える講習会を実施し、デジタル格差を防ぐよう取り組んでいきます。
- 高齢者らが安心して気軽に情報学習できる場所の提供と分かりやすく教えてくれる講師、サポーター等の育成を推進するとともに、国や県の支援を活用し、学習環境の整備に努めます。

▶目指す指標

	現 状	目 標
	令和元年度 (2019年)	令和7年度 (2025年)
マイナンバーカード普及率	10.4% (令和2年4月1日)	100%

(3) 計 画

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
3 地域における 情報化	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 その他	高齢者スマートフォン教室 スマートフォンの操作方法や活用方法を学びデジタル格差を防ぐとともに、デジタル活用の恩恵を受け、いきいきとより豊かな生活を送ることができるよう研修を実施する。 ※基金を積立てて事業を実施。	二本松市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

地域における情報化に係る公共施設等の整備・維持管理については、二本松市公共施設等総合管理計画における【基本方針】に基づき、社会基盤として施設機能の維持・向上を推進するとともに、使用不可能な状態を事前に避けるために補修等を行う「予防保全」への転換を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

① 道路

岩代地域の道路網は、幹線道路である国道349号、459号とこれらに接続する主要地方道飯野・三春・石川線、一般県道3路線と、それらを補完する市道・農林道等によって構成されています。東和地域の道路網は、幹線道路である国道349号、主要地方道原町二本松線、主要地方道飯野・三春・石川線、一般県道3路線と、それらを補完する市道・農林道等によって構成されています。

国道349号、459号は、本地域の最重要幹線道路であります。349号はカーブが多く、459号は幅員も狭く屈曲しており急坂箇所が多いことから、車両の交互通行も容易でない箇所があり、早急な整備が望まれています。また、近年の広域的な交流やレジャー交通の増加、高齢者や女性運転者の増加等を背景に、休憩施設と地域振興施設が一体となった道路施設として、「道の駅ふくしま東和」と「道の駅さくらの郷」が登録されており、地域振興及び観光交流の拠点として一層の活用が望まれています。

主要地方道飯野・三春・石川線は、福島空港、磐越自動車道へのアクセス道として極めて重要な路線であり、一部供用開始となった小浜バイパスの早期延長整備が望まれています。主要地方道・一般県道については、冬期交通困難箇所があり、生活や地域間交流、レクリエーション等のためにも早期の整備が望まれています。

市道は、1・2級の幹線道路の整備は進んでいますが、生活路線であるその他の市道は、幅員も狭く屈曲しており急坂箇所が多いなど、冬期通行の安全性の確保が難しい路線があり、さらに地震や台風などの影響により日常生活に支障をきたしている現状もあるため、早急な整備が望まれています。また、平成22年度より運行を開始したコミュニティバスの路線についても、通行の安全性を確保していく必要があります。

農道は、農作業の合理化・省力化を図り農産物の集出荷、農産物の輸送のための幹線農道及び他市町村間を結ぶ広域幹線農道の更なる整備が望まれています。

また林道は、国産材の需要や価格の低迷等により、林業従事者の減少や高齢化により適正な森林管理が進まない状況にありますが、今後は林業基盤の整備、適切な保育管理推進のためにも林道の計画的整備が望まれています。

② 交通

本地域の公共交通機関は、岩代地域では3路線、東和地域では1路線の路線バスが運行されており、通勤・通学者はもとより高齢者など、交通弱者の日常の足として重要な役割を果たしています。しかしながら、近年のマイカーの普及、人口の減少傾向が続き、路線バス利用者が年々減少し、バス路線の維持が危惧されている路線もみられることから、住民の理解を求めながら利用促進を図っていく必要があります。

児童生徒やマイカーを利用しない方などの移動手段を確保するため、平成22年4月から

東和地域で、平成23年2月から岩代地域で二本松市コミュニティバスの運行を開始し、乗車状況等踏まえながら再検討を行い、平成26年10月よりデマンド型乗合タクシーの運行を開始しました。地域の公共交通体系のあり方については、広域的連携や費用対効果などの視点も加味しながら、公共交通網形成計画について地域公共交通活性化協議会で再検討することが必要です。

(2) その対策

① 道路

- 本地域内の道路については、交通量の増大、車両の大型化に対応した道路の整備や歩行者の安全確保のための歩車道の分離等、安全施設の整備促進を図る必要があります。
- 国道459号と主要地方道飯野・三春・石川線は、住民生活と産業振興上極めて重要であり、主要地方道飯野・三春・石川線の小浜バイパス延長整備を含めて、早期改良整備を関係機関に対し強く要望していきます。
- 国道349号及びその他の県道についても、未改良区間の改良整備促進を関係機関に要望していきます。
- 市道については、主要幹線道路について優先的に整備を進め、生活道路については重要度、緊急度等を総合的に検討し整備を図るとともに、通学路や公共施設等へのアクセス道路の整備、冬期の事故防止を図るため危険箇所の改良や融雪施設の設置等を計画的に進めます。
- 道路の路面状況を把握し、路面性状調査を行い道路の安全確保を図ります。
- 落下や倒壊による被害を防止するため、標識及び道路照明の点検調査を行います。
- コミュニティバスの運行路線については、運行の安全性を確保するため、必要な改良等を進めます。
- 農道は、地域の産業経済の発展に寄与するものであることから、重要路線整備を積極的に促進すると共に、農産物の集出荷、機械力利用による省力生産拡大のための整備を図ります。
- 林道は、森林施策の適切な推進及び林業経営の効率化に努め、山村の生活環境の整備に資するために、林道の整備を図ります。
- 国道沿いに設置された「道の駅ふくしま東和」及び「道の駅さくらの郷」は、道路利用者の利便性の向上を図ると同時に、歴史・文化・産物等に関する情報を提供し、交流を通じた地域づくりの場として位置付け、活用していきます。
- 観光施設等にアクセスする道路については、屈曲狭あい箇所の解消を進め、観光バス等が円滑に通行できるよう整備を図ります。
- 歩行者の夜間の防犯及び交通の安全を確保するため、地球温暖化防止対策も含めたLED道路照明設置を推進します。

② 交通

- 路線バスは通勤・通学者、高齢者等の日常生活の足として重要な役割を果たしており、今後とも路線バスの利用促進と、県及びバス事業者等の関係機関への働きかけを行い、バス

路線の維持・確保に努めます。

- 公共交通の充実を図るため、二本松市コミュニティバスやデマンド型乗合タクシー運行のあり方を検討し、市民の日常生活の利便性向上と生活交通の確保に努めます。
- 過疎地域持続的発展特別事業として、生活バス路線維持対策事業（生活路線バス運行補助等）を実施します。
- 道路運送法の改正に伴い路線バス事業等の規制が緩和され、今後、バス路線の廃止、バス事業者の撤退等も危惧されることから、現在のバス路線を含め総合的な公共交通体系の検討を行います。

▶目指す指標

	現 状	目 標
	令和元年度 (2019年)	令和7年度 (2025年)
市道舗装率	60.7%	61.7%
公共交通利用率	8.6回/年・人	9.3回/年・人

(3) 計 画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事 業 内 容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	百目木・南戸沢線道路整備事業 (改良・舗装) L=6,000m W=5.5(7.0) ~ 4.0(5.0)m	二本松市	
		太郎田・正切線道路整備事業 (改良・舗装) L=1,500m W=4.0(5.0)m	二本松市	
		針道・西谷線 (西谷工区) 道路整備事業 (改良・舗装) L=2,000m W=5.5(7.0) ~ 4.0(5.0)m	二本松市	
		田沢線道路整備事業 (改良・舗装) L=3,300m W=6.0(8.0)m	二本松市	
		芳ノ又線道路整備事業 (改良・舗装) L=1,000m W=5.5(8.0)m	二本松市	
		下太池田・杉内線道路整備事業 (改良・舗装) L=600m W=5.5(8.0)m	二本松市	

その他	北戸沢線道路整備事業 (改良・舗装) L=480m W=6.0(10.0)m	二本松市	
	杉内線道路整備事業 (舗装) L=300m W=7.0m	二本松市	
	百目木・南戸沢線道路整備事業 (融雪施設) N=2基	二本松市	
	茂原線道路整備事業 (融雪施設) N=2基	二本松市	
	若宮・伏返線道路整備事業 (融雪施設) N=2基	二本松市	
	道路ストック総点検事業 ・路面性状調査	二本松市	
	道路標識整備事業 ・道路標識点検調査	二本松市	
	道路照明整備事業 ・LED道路照明設置 (70基)	二本松市	
	(9) 過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通 基金積立	生活公共交通路線維持対策事業 ・生活路線バス運行補助 ・コミュニティバス運行 ・デマンド型乗合タクシー運行 マイカーの普及や過疎化の進行により、路線バス利用者が年々減少し、バス路線維持が困難となっている。通勤・通学はもとより高齢者など、交通弱者の日常の足として維持していくため、生活公共交通路線維持対策については、基金を積み立てて事業を実施する。 ※基金を積立てて事業を実施。	二本松市 民 間

	その他	道路環境整備事業 ・道路環境の維持管理 雨水排水路・側溝の整備及び舗装路面の補修を行い、安全で良好な景観にも配慮した道路環境の維持管理に努める。 ※基金を積立てて事業を実施。	二本松市	
--	-----	--	------	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

二本松市公共施設等総合管理計画 道路の【基本方針】より転記

- ◆ 事後における補修・修繕から、計画的かつ予防保全型維持管理に転換し、長寿命化によるライフサイクルコストの縮減及び維持管理・更新等に掛る費用の平準化に努めます。
- ◆ 日常の目視点検、清掃や植栽の管理など、市民と行政の協働による道路の維持管理を進めます。また、沿道住民の協力を得て、避難路の確保などに必要な狭隘道路のセットバックなどによる拡張を進めていきます。

二本松市公共施設等総合管理計画 橋梁の【基本方針】より転記

- ◆ 本市の「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、適正な維持管理を推進します。
- ◆ 橋梁の施設については、定期的な点検や修繕による予防保全に努めるとともに、施設の重要度、優先度を判断して、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進します。

道路、橋梁の整備・維持管理については、上記の二本松市公共施設等総合管理計画における【基本方針】に基づき、二本松市公共施設等総合管理計画との整合を図りながら過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 簡易水道

岩代地域の水道事業は、小浜地区簡易水道と西新殿地区簡易水道及び、百目木地区市街部の一部を給水区域とする民営の水道組合があり、地域の生活用水の安定供給に努めています。しかしながら、水道普及率は低い水準となっており、阿武隈山系の丘陵地域に住居が点在するため投資効果が低く、事業費の割には普及率が伸びない状況となっています。今後は、老朽化した水道施設の更新などを図っていく必要があります。

東和地域の簡易水道は、昭和43年に水道基本調査を策定し、水源調査を続けながら県の広域水道整備計画に参画するかたわら、昭和59年度に針道・下田地区簡易水道事業に着手し、平成5年度には太田若宮地区簡易水道の整備を図ってきました。平成7年度からは、摺上川ダムからの用水の受水に対応するため、本地域二つの簡易水道の統合拡張がなされ、福島地方水道用水供給企業団の暫定供給が平成15年度から開始され、平成19年度には、木幡地区を中心とした地域の本格給水が開始されました。現在は、戸沢地区の未普及地域について整備しており、整備計画に基づき計画的に事業を進める必要があります。また、福島地方水道用水供給企業団からの令和元年度における受水状況については、一日最大給水量1,795m³・一日平均給水量1,299m³ですが、将来一日最大給水量については、2,604m³と計画されております。

なお、両地域の水道未普及地域については、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与すべく、井戸ボーリングによる生活用水の確保に対し、引き続き工事費の一部について補助を行っていく必要があります。

② 汚水処理施設

公共下水道の整備は、快適な生活環境の確保と、水質保全を図るために不可欠な施設となっており、地域住民の汚水処理施設に対する期待も大きくなっています。近年、生活様式や家庭の設備が大きく様変わりして、工場や事業所から出る排水より、家庭からの生活排水が、河川の水質を汚濁しているとも言われています。

岩代地域では、平成6年度に「岩代町下水道基本構想」を策定し、これに基づき、平成9年度から小浜市街地と、その隣接地を排水区域とする公共下水道整備を進め、平成16年4月より一部供用開始したところです。平成21年度末には、供用面積が75.49haで、整備率は98.0%となりました。今後も合併処理浄化槽設置の促進とあわせ、下水道区域内の水洗化率の向上を図ることが求められています。

東和地域では、起伏の多い地形と散在する住宅状況から、下水道の整備を行わないで地域全域を浄化槽設置整備対象区域として整備を推進しています。今後も合併処理浄化槽の新設と共に単独処理浄化槽からの切り替えが課題となっています。

一方、し尿処理と浄化槽汚泥処理については、近隣市村で構成する安達地方広域行政組合

の許可を受けた業者が収集運搬を行い、平成17年3月に完成したあだたら環境共生センター（汚泥再生処理センター）で処理しています。

生活排水対策は、住民の理解と協力が前提となってはじめて効果があらわれるものです。家庭での実践として、目の細かい水切りネットなどでの台所対策や、洗濯時の洗剤の適量使用、浄化槽維持管理の徹底を住民団体・NPOの育成を図りながら進める必要があります。また、河川や用排水路の清掃、周辺美化活動、環境学習会の開催取り組みなど、地域ぐるみの実践が大切になってきています。

③ 循環型社会形成・一般廃棄物処理

本地域の一般廃棄物処理は、安達地方広域行政組合で、もとみやクリーンセンター（リサイクルプラザ併設）で中間処理して、東和クリーンヒルに最終処分しています。これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムを変革し、良好な環境を維持し持続可能な社会をつくるため、再生可能エネルギーの活用を含むSDGsの推進や、ごみの減量化・再資源化に向けたリデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）を進め、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を形成していくことが重要です。

本地域においても、森林などの豊かな自然をはじめとする特性を生かした「循環」を基調とする地域社会を形成していく必要があります。一方、地域内には廃棄物の不法投棄やポイ捨てが後を絶たないため、「二本松市ポイ捨て等のない快適なまちづくり推進条例」を制定しその防止に努めています。また、家庭から出るごみの減量化も課題となっています。

④ サービスステーション（ガソリンスタンド）

サービスステーションは、低益構造、後継者不足等から減少傾向にあり、配達に頼る高齢者や雇用の場を必要とする若年者にとっても大きな影響を与えています。地域の活力を失わせないためにも、生活インフラの不足と一体的な対応を考えたサービスステーションの維持を図る必要があります。

⑤ 消防体制

消防については、安達地方広域行政組合による常備消防体制と、各地区の消防団とによって構成されていますが、消防団にあっては就業構造の多様化や就業場所の広域化などに伴い、次のような問題点が指摘され、組織の見直し等により活性化を図る必要があります。

- ・ 地理的条件等から常備消防の現体制だけでは対応できない。消防団の強化が必要となっている。
- ・ 新入団員の確保が難しくなってきたり、団員の高齢化が進んでいる。また勤務地の関係で昼間在宅している団員が少なく、災害時等の対応が危ぶまれている。
- ・ 消防機械器具は、整備されたが耐用年数を超えて使用しているものもある。
- ・ 消火栓など消防水利の設置は年々進めてきたが、地形的に散在する住宅状況に対応できるまでには至っていない。
- ・ 林野火災の発生割合が高く、その対策が必要となっている。

⑥ 住宅

本地域では、持ち家率が高く、近年の生活様式の変化とともに居住環境も改善されてきていますが、老朽化が進んだ住宅や設備が整っていない住宅に居住する世帯も増えています。また、多くの住宅が急斜面の崖等に面しているため、集中豪雨や地震などの自然災害によるがけ崩れ等の被害に遭う危険性も高く、進入路も狭い交通に支障をきたす恐れがあります。近年では、人口の減少により、空き家が目立ってきている状況であり、その対策が求められています。また地価は低廉であります。平坦地が少なく宅地造成には経費がかかることから、民間企業による開発は望めないのが現状です。良好な住環境を提供するため住宅団地の造成などにも取り組みましたが、未分譲地があるため早期完売が望まれます。

⑦ 公営住宅

令和2年4月1日現在の岩代地域の市営住宅は、公営住宅が9団地66戸、特定公共賃貸住宅が1団地6戸、単独住宅が17戸となっています。また、東和地域の市営住宅は、公営住宅が3団地12戸、特定公共賃貸住宅が1団地12戸、単独住宅が23戸となっています。老朽化により維持管理面で大きな課題を抱えている住宅もみられることから、住宅困窮者へ良好な居住環境を提供するためにも、公営住宅の改修が課題となっています。

⑧ 公園、緑地

本地域は、緑豊かな自然環境に恵まれて、杉沢の大スギ、合戦場のしだれ桜、日山、木幡山や羽山、夏無沼そして、阿武隈川沿岸（島山から西和代一帯）には、年間を通して訪れる人が増えてきています。

日山キャンプ場は、家族や仲間とのんびりと自然の中でアウトドアライフを楽しめるよう、水道、流し、カマドを完備したバーベキューハウスに、バンガローが整備されています。阿武隈川沿岸は、カヌーやボートのコースとなっており、カヌー競技は毎年数多くの大会を開催しています。夏無沼周辺は、散策やキャンプに最適地ですが、施設の維持、利用者の減少の課題を抱えています。また、針道地内のカントリーパークとうわ（特定地区公園整備事業）は、平成17年度より供用が開始されました。陸上競技場や野球場、テニスコートなどのスポーツ施設も備えており、利用促進と維持管理が今後の課題となっています。

さらに、集落の緑地を保全して小公園的な憩いのスペースとしての利用の検討が望まれています。

⑨ 地域防災

市民が安心して暮らせる安全な生活環境の形成のために、山地や丘陵地等における急傾斜地の崩落防止対策等は、緊急性を有する課題となっています。また、水害に備えた河川・水路の整備や土砂災害対策等を引き続き推進することが求められます。

さらに、今後予想される災害等に対して、自主防災組織の立ち上げを支援するとともに、「自助」・「共助」の取り組みを推進し市民の防災意識の高揚を図っていくことが必要です。

(2) その対策

① 簡易水道

- 本地域は簡易水道未普及地域が多々あり、生活環境整備・公衆衛生の向上からも整備計画に基づき計画的に事業推進を図り、水道未普及地域の解消に努めます。
- 老朽化した水道施設については、計画的に更新を進めます。
- 簡易水道事業給水計画区域以外の地域における生活用水の確保対策として、住民が行う井戸ボーリング工事に対する一部補助を行います。

② 汚水処理施設

- 公共下水道整備対象区域以外の地域については、合併処理浄化槽設置の推進を図り、今後は、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換も含め整備促進を図っていきます。
- 生活排水対策は、住民の理解と協力が欠かせないため、住民団体・NPOの育成を図り、台所対策や洗濯時の洗剤の適量使用、浄化槽の維持管理の徹底に努めます。
- 河川や用排水路の清掃、周辺美化活動、環境学習会の開催取り組みなど地域ぐるみの実践を支援します。
- し尿処理については、汚泥再生処理センターと連携してリサイクルシステムの構築に努めます。

③ 循環型社会形成・一般廃棄物処理

- 大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムを変革して、良好な環境を維持し、持続可能な社会を作ることが求められています。このため、一般廃棄物の資源化に努めるとともに、再生可能エネルギーの活用を含むSDGsの推進や、3Rすなわちリデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）の取り組みを支援します。
- 過疎地域持続的発展特別事業として、3R推進のための資源回収事業（資源回収団体等への助成）を実施します。
- ごみの減量化やリサイクル運動等を通じて、住民一人ひとりの再資源化意識の高揚を図るなど生活環境保全に努めます。
- マイバッグ（レジ袋の使用抑制）の利用促進や生ごみ堆肥化（生ごみ処理機等の利用）の促進、簡易包装商品購入の啓発等に努めます。
- 環境学習会や環境教育の充実を図り、過剰な買い物の抑制やものを大切に使う習慣を指導します。
- 住民・事業者・行政がそれぞれにごみ発生抑制対策や、排出抑制対策を講じて実施するためにも住民団体・NPOの育成を図ります。
- 廃棄物の不法投棄は後を絶ちませんが、関係機関とも連携し、今後も監視員によるパトロールを強化し、不法投棄の未然防止に取り組んでいきます。
- 一般廃棄物処理は、安達地方広域行政組合で行っていますが、容器包装リサイクル法による分別の徹底を図ります。

④ サービスステーション（ガソリンスタンド）

- サービスステーションは自動車や暖房用の燃料供給拠点であると同時に、雇用の場でもあります。配達に頼る高齢者はもちろんのこと、地域の活力を失わせないためにも生活インフラの不足と一体的な対応によるサービスステーションの維持に努めます。

⑤ 消防体制

- 広域連携により常備消防体制の充実を図るほか、地域内に職場を持つ若い消防団員の確保や消防団OBへの協力要請など、地域の実情に合わせた消防団組織の再編を進めます。
- 地元消防団組織の強化を図り、防災活動の拠点となる消防屯所の整備を計画的に進めるとともに、隣接市町村との広域応援協定等の充実に努めます。
- 林野火災等への対応のため、山間部等の活動に資する消防機器等の確保や消火栓、防火用水の整備等、消防水利の充実を図ります。
- 住民の防災意識の高揚と防災体制を確立して災害に対処するため、地域防災計画に基づき、消防水利の増設、耐用年数に達する消防自動車、小型動力ポンプ積載車、小型動力ポンプの更新を図ります。

⑥ 住宅

- 老朽化住宅は、耐震診断の実施及び耐震補強工事を促進するとともに、バリアフリーや近年の居住ニーズにあった快適な住まいへの改修・リフォーム等を促進します。
- 崖地に近接している住宅については、移転等を含めて災害に遭わないような対策を支援します。
- 都市部からの居住希望者の需要を把握しニーズに対応できるよう、空き家の情報を収集し発信を行います。また、空き家等の所有者に対し、適正管理の助言や指導等を行うとともに、特定空き家等については、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき必要な措置を講じることとします。住宅の新築や改築の際には、森林資源の有効利用を促進し、良好な居住環境が保たれるように指導します。
- 田舎暮らし体験や空き家情報の提供を行い、移住者の受け入れ体制の充実を図り、定住・二地域居住を誘導する事業を推進します。
- 分譲が進んでいない住宅団地は広報活動、販売セールスにより早期完売を目指します。

⑦ 公営住宅

- 公営住宅については、若年層の定住強化や、高齢化にも対応した全ての世代の方が安心・安全に生活できるバリアフリー環境の整備など、時代変化に即応した住宅施策について、民間活力の導入も視野に含め検討し、良好な住宅の供給促進を図るとともに、総合的な居住環境の向上を図り定住人口の着実な増加を目指します。
- 老朽化した市営住宅については、適切な改修を進め良好な環境でまとまりのある集落づくりに努めます。

⑧ 公園、緑地

- 公園・緑地の確保に努めると共に、利用の促進や維持管理について検討します。
- 老朽化した施設等については、修繕等を図り利用者を増やす手段を講じます。
- 地域が一体となった取り組みにより、集落内の小公園的な緑地の整備を進めながら、恵まれた自然環境の保持改善に努めます。

⑨ 地域防災

- 山地や丘陵地等において、土砂災害防止のための山林の保全や急傾斜地崩落防止対策等を推進するとともに、河川改修等を推進して水害防止に努めます。
- 地域住民が協力し、平常時には災害に備えた取り組みを行い、災害時には被害を最小限に食い止める自主防災組織の立ち上げについて支援します。
- 災害危険箇所等の防災マップの作成・周知などにより、市民の防災意識の高揚を図ります。

▶目指す指標

	現 状	目 標
	令和元年度 (2019 年)	令和7年度 (2025 年)
水洗化率	82%	87%
資源回収団体による資源回収量	年 529 t	年 603 t

(3) 計 画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事 業 内 容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 簡易水道	東和簡易水道未普及地域解消事業 ・計画給水人口 4,965 人 ・計画一日最大給水量 2,127 m ³ /日 ・舗装復旧	二本松市	
	(5) 消防施設	消防施設等整備事業 ・屯所改築 4 棟	二本松市	
		消防施設等整備事業 ・積載車更新 5 台 ・小型ポンプ更新 7 台	二本松市	
	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業 生活	生活用水確保対策事業 (井戸ボーリング工事費補助) 水道未普及地域内の水の確保は、 浅井戸や山からの引き水等に頼	設置者	

		<p>った生活が多く、大雨や渇水等の影響により安定した水の確保に支障をきたす場合があるため、公衆衛生確保の観点から生活に必ず必要な水の確保を支援する。</p> <p>※基金を積立てて事業を実施。</p>		
	環境	<p>浄化槽設置事業 (浄化槽設置者に対する補助) 単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換も含め整備促進し、河川の水質保全と生物多様性の確保を図る。</p> <p>※基金を積立てて事業を実施。</p>	設置者	
		<p>3R推進のための資源回収事業 ・資源回収団体等への助成 ごみの資源化を一層推進するため、団体等で取り組む資源回収事業に対し助成を行い、資源の有効活用を図るとともにごみの減量化と資源化推進の意識を高める。</p> <p>※基金を積立てて事業を実施。</p>	民間・団体	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

二本松市公共施設等総合管理計画 上水道施設の【基本方針】より転記

- ◆ 予防保全型の計画的な維持管理により、施設の長寿命化に取り組みます。
- ◆ 施設の耐震化を進め、安定した給水の確保を図ります。

二本松市公共施設等総合管理計画 下水道施設の【基本方針】より転記

- ◆ 予防保全型の計画的な維持管理により、施設の長寿命化に取り組みます。

二本松市公共施設等総合管理計画 行政系施設の【基本方針】より転記

- ◆ 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進します。
- ◆ 建築年代の古い施設については、長期的な修繕計画の策定や点検等の強化を図ります。
- ◆ 消防屯所車庫は、各地に分布し、今後の老朽化を考慮した改修や建替え時期に併せて、再配置や統廃合を検討します。
- ◆ 耐震診断が未実施の施設については、耐震診断の実施を推進します。
- ◆ 既存の空き施設については、地域住民の意見を踏まえ、広い視点での有効活用または施設処分等を検討します。

二本松市公共施設等総合管理計画 住宅系施設の【基本方針】より転記

- ◆ 「公営住宅等長寿命化計画策定指針（平成21年3月国土交通省）」を踏まえて作成した「二本松市の公営住宅等長寿命化計画（平成25年3月）」に基づき修繕、改善、建替などの活用方針により、予防保全的な維持管理や耐久性の向上等の改善、長寿命化に取り組みます。
※ なお令和3年3月に「二本松市公営住宅等長寿命化計画」を策定しており、その方針により取り組みを進めます。
- ◆ 建築年代が古く、施設や設備の老朽化が著しい施設については、市民のニーズや需要等を勘案の上、施設の建替えや用途廃止等を検討します。

二本松市公共施設等総合管理計画 公園施設の【基本方針】より転記

- ◆ 「公園施設の安全点検に係る指針（案）（平成27年4月）」及び「都市公園における遊具の安全確保に関する指針第2版（平成26年6月）」に基づき、日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的かつ効率な点検・診断等を実施します。
- ◆ 国土交通省の「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」（平成24年4月）を踏まえ、長寿命化が必要な施設・部位等を確認し、施設の長寿命化等を検討します。

二本松市公共施設等総合管理計画 その他施設の【基本方針】より転記

- ◆ 用途廃止済の施設については、建物の解体、跡地の売却または有効活用方策の検討などを進めます。
- ◆ 普通財産は施設の利用状況等を把握し、他施設への機能移転の必要性や可否等を含め今後の使用方法を検討します。

上水道施設、下水道施設、行政系施設、住宅系施設、公園施設、その他施設の整備・維持管理については、上記の二本松市公共施設等総合管理計画における【基本方針】に基づき、二本松市公共施設等総合管理計画との整合を図りながら過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 子育て環境の確保

保育施設は、岩代地域に幼保連携型の認定こども園と公立保育所の1箇所、東和地域に幼保連携型の認定こども園が1箇所あり、保育業務が行われていますが、保育ニーズの多様化に対応した保育サービスの提供と質と量の確保を図っていく必要があります。

子どもや家庭を取り巻く環境は、核家族化、共働き世帯の増加、都市化の進展等による連帯意識の希薄化などにより大きく変化し、家庭や地域における養育機能は低下しています。児童を健やかに育成していくことは、家庭だけでなく地域にとっても大きな意味を持っており、地域社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安・孤独感を和らげ、保護者が安心して子育てできる環境づくりが重要になります。

乳幼児期は、健康な身体の基本づくりや、安定した情緒豊かな対人関係の芽生えなど、成長段階において極めて重要な時期です。発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要です。

② 高齢者福祉

令和2年3月31日現在の住民基本台帳で岩代地域の高齢者数は、2,617人となっており、高齢化率は41.0%となっています。東和地域の高齢者数は、2,419人となっており、高齢化率は41.4%となっています。どちらの地域も、国はもとより福島県現住人口調査（令和2年4月1日現在）における高齢化率31.9%に比べて極めて高くなっています。また、一人暮らし世帯や高齢者のみの世帯の増加、出生数の減少と若年層の地域外流出等により、寝たきり高齢者や認知症高齢者のいる世帯など、支援が必要な高齢者世帯の割合は年々増加しており、この傾向は今後も続くものと予測されます。そのうえ、核家族化の進行に伴う世帯規模の縮小、女性の雇用機会の拡大、扶養意識の変化等により介護を必要とする高齢者を取り巻く介護機能が著しく低下しています。

このような状況のなか、介護保険制度を中心とした在宅福祉の充実はもちろんのこと、グループホームなどの施設福祉の充実、交通弱者に対するきめ細かな交通の確保にも努めていく必要があります。また、要支援や要介護の認定には至らない高齢者や一人暮らし高齢者等への介護予防事業等、保健福祉施策の充実に配慮する必要があります。さらには、急速な高齢化とともに、疾病全体に占める生活習慣病の割合が増加しており、健康を増進し、発病を予防する保健活動は以前にも増して重要となってきていることから、各種健診、健康教育・相談を通して心と身体の両面から保健指導を行っています。今後、なお一層住民の自主的・主体的な健康づくり運動の推進と保健指導体制の強化を図る必要があります。

一方では、健康で活力ある高齢者には、豊富な経験・知識・技術を生かした就労や社会活動に参加できる機会の創出を図り、高齢者が生きがいを感じて生きていける高齢社会を形成していく必要があります。

③ 障がい者福祉

本地域における障がい者は、身体・知的・精神障がい者を含めて、岩代地域と東和地域でそれぞれ400人程度おり、さまざまなハンディを負っているため、自助努力には限界があることから、障がい者のニーズに即した各種支援事業や、相談事業等の福祉施策を展開する等、障がい者福祉の充実を図っていく必要があります。

また、障がい者やその家族に対して、地域社会における理解、協力が必要であり、住民の福祉に対する意識の高揚が求められています。

④ 地域福祉

本地域は、高齢化がますます進行するなか、寝たきり高齢者、一人暮らし高齢者、認知症高齢者や障がい者など、援助を必要とする人が年々増加する傾向にあります。これら要援護高齢者等は、住み慣れた地域社会の中で、家族や知人など身近な人々とのふれあいを保ちながら、お互いに助け合い、共に生活することを望む人が多く、地域住民による相互支援体制づくりや意識啓発活動の強化が求められています。しかしながら、高齢化や核家族化の進行は介護機能を低下させているばかりか、地域社会では相互扶助の精神が失われつつあります。

このような、地域社会の複雑な動きの速さに対応した福祉の充実が要請されており、これらの問題は公的機関のみで対応できるものではなく、地域住民をはじめ関係団体などのボランティア活動を組織的に支援していくことが重要です。住民によるボランティア活動としては、赤十字奉仕団、ボランティア連絡会や農協女性部による福祉活動、老人クラブによる友愛訪問活動などが展開されています。今後は、相互援助の精神に支えられた福祉活動に対する住民の意識高揚と、積極的な参加、協力を促進することが重要です。

(2) その対策

① 子育て環境の確保

- 子どもの健やかな発達を保障するため、妊娠・出産・育児・健康にかかる相談支援など、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくとともに、地域社会全体で子育て家庭を支援する環境を整備します。
- 乳幼児保育や延長保育など、多様化する保育ニーズに対応するため、保育の質と量の確保を図り、保育内容の充実にも努めるとともに、子育て支援センター機能をさらに強化して、地域の子育てネットワークづくりに努めます。
- 平成30年度に開所した子育て世代包括支援センターを中心とした子育て支援拠点づくりや情報提供、相談・支援体制の整備を推進します。
- 国の制度による幼児教育・保育の無償化にあわせて行う保育費用の独自軽減をはじめとした各種の助成の実施により、経済的理由から生じる子育てに関する不安を軽減します。
- 学童保育の整備・充実を図ります。
- 企業が行う男性の育児参加支援など、子育て世代の仕事と育児の両立に向けた取り組みを促進します。

② 高齢者福祉

- 高齢者等が介護を要する状態となった場合にも、人格の尊厳及び選択の自由を尊重し、安心してサービスを受けられるよう、在宅サービスの充実、施設サービスの充実、これらサービスを提供する人材の確保及び技術の向上を図るとともに、介護サービス等の提供体制の整備を図ります。
- 介護保険の運営にあたっては、高齢者の介護ニーズを的確に把握し、サービス必要量の確保など基盤整備に努めるとともに、介護保険制度の活用を図りつつ、広域的連携体制の確立についても検討し、要介護者を支援するための各種サービスの充実を図ります。
- 加齢に伴う身体機能の低下により、自力で日常生活を送ることが困難な高齢者に対しては、訪問等により積極的なサービス利用を推進しながら幅広い在宅福祉サービスを提供し、高齢者の自立を支援します。
- 介護者の高齢化や核家族化の進行、扶養意識の変化等、家庭での介護能力の低下により、増大が予想される施設入所希望者に対応するため、民間事業者によるグループホーム等の建設を支援します。
- 介護予防や生きがい対策のため、高齢者の日常生活における支援体制を整備するとともに、転倒予防、栄養改善、口腔機能向上等介護予防事業について、成人保健事業との連携を図り、積極的に取り組みます。
- 健康で生きがいのある日常生活が送れるように、各種スポーツ・レクリエーションの推進を図り、高齢者に適した健康づくりや趣味活動・交流の場を提供します。
- 高齢者の積極的な社会参加の促進や運転免許証を自主返納した高齢者への外出支援サービスや公共交通の運賃無料化の充実を図ります。
- 高齢者自身の豊かな知識と経験を生かした社会参加活動を推進するため、老人クラブやシルバー人材センター等の活動を支援し、指導者の養成や育成強化に努めます。
- 高齢者及びその家族が安心して暮らせるよう、日常生活支援事業を充実させるとともに、居住環境の整備、高齢者の安全や悪徳商法等からの被害防止対策を進め、安心して暮らせる住環境の整備に努めます。
- 地域における包括的・継続的な高齢者介護予防に努める体制の強化のため、地域包括支援センターの活動の充実を図ります。
- 各保健センターでの保健指導體制の充実を図ります。

③ 障がい者福祉

- 障がい者が地域で安心して暮らせるよう「二本松市障がい福祉計画」に基づき、障がい福祉サービスの向上を図るなど、福祉施策の充実努めます。
- 障害者総合支援法に基づく各種事業を推進し、障がいのある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援を図ります。
- 障がい者の社会参加・社会復帰の促進を図るため、関係機関と連携し障がい者の雇用の拡大を企業等に要請するとともに、グループホーム等の基盤整備の充実に向けた支援や地域生活支援拠点等の整備により圏域全体で障がい者を支えていく体制の確保に努めます。

- 障がい者団体の育成に努め、各種イベント等への参加を促して障がい者と健常者との交流機会の拡充を図り、障がい者福祉に対する住民の意識啓発に努めます。
- 障がい者の社会復帰や自立更生、さらには障がい者施設への入所等のための相談・指導体制の充実を図ります。
- 公共施設等の整備にあたっては、障がい者等に配慮した施設整備に努めるとともに、緊急時の障がい者避難体制の確立に努めます。

④ 地域福祉

- すべての住民が、地域の中で安心して暮らせる社会づくりを目指し、住民、行政、社会福祉協議会、福祉サービス事業者、NPO及びボランティア団体等が連携・協働しながら地域福祉を推進します。
- 医療機関やボランティア、NPO法人、団体等との連携強化により、地域ぐるみの包括的な支援体制である「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ります。
- 介護教室等を開催し、福祉人材の育成・確保に努めます。
- ボランティア講座等を開設し、福祉ボランティアの育成に努めます。また、ボランティアセンター機能の充実を図り、情報の提供体制の確立、指導者・グループリーダーの養成に努めます。
- 家庭、地域、職場や学校など日常生活の場を通して、福祉相互扶助精神と、等しく生きる社会の実現を基本理念とした福祉思想の啓蒙に努めます。
- 社会とうまく関わることができないことから、ニートやひきこもりとなっている若者等に対し、地域の人々が思いやりをもって見守る温かい連携の構築に努めながら、相談会などについて関係機関と連携した取り組みを進めることで就労支援を進めていきます。
- 高齢者が家庭や地域で健やかに安心して日常生活を送れるよう、保健・医療サービスや福祉サービスの量的拡大と質の向上を図ります。
- すべての人が、安全で安心して利用できるまちづくりを推進します。

▶ 目指す指標

	現 状	目 標
	令和元年度 (2019年)	令和7年度 (2025年)
介護予防事業参加者数 (通いの場の参加者数)	年 386 人	年 1,700 人

(3) 計 画

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者等 の保健及び福祉 の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 高齢者・障害者 福祉	生きがい活動支援通所事業 ・生きがいデイサービスセンター 高齢者が、老後も住み慣れた地域 で家族や隣人とともに暮らして いくことを望んでいることから、 高齢者の在宅生活を支援する。 ※基金を積立てて事業を実施。	二本松市	
		高齢者の公共交通の運賃無料化 高齢者を対象に二本松市内にお ける公共交通の無料化を実施す る。 ※基金を積立てて事業を実施。	二本松市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

二本松市公共施設等総合管理計画 保健・福祉系施設の【基本方針】より転記

- ◆ 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進します。
- ◆ 耐震診断が未実施の施設については、耐震診断の実施を推進します。
- ◆ 将来の地域ごとの人口動向や市民ニーズ・需要等を踏まえ、施設の再編を検討します。
- ◆ 民間活力の導入などの手法を活用し、施設の整備や管理・運営における官民の連携を検討します。

二本松市公共施設等総合管理計画 子育て支援施設の【基本方針】より転記

- ◆ 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進し、サービス水準の維持・向上に努めます。
- ◆ 耐震診断が未実施の施設については、耐震診断の実施を推進します。
- ◆ 一部施設については改修・改築等あわせて、民間事業者への移管も検討します。
- ◆ 将来の地域ごとの人口動向や地域ニーズ等を踏まえ、施設の再編を検討します。
- ◆ 用途廃止済の施設については、建物の解体、跡地の売却または有効活用方策の検討などを進めます。

保健・福祉系施設、子育て支援施設の整備・維持管理については、上記の二本松市公共施

設等総合管理計画における【基本方針】に基づき、二本松市公共施設等総合管理計画との整合を図りながら過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

岩代地域の医療機関は、開業医1箇所、国保診療所1箇所及び、歯科診療所4箇所となっており、東和地域では、開業医1箇所、出張診療所2箇所、歯科診療所2箇所となっています。高度な入院治療等を要する医療は、本市の中心市街地や福島市、郡山市の総合病院に依存しているのが現状です。

今日の医療ニーズは多様化し、正しい情報の提供が求められているため、地域医療体制の充実と広域医療機関のネットワークづくりが課題です。「自分の健康は自分で守る」の意識の高揚を図りながら、保健センターを拠点として保健事業を積極的に実施することで、予防対策の徹底と働き盛りを中心とした健康づくり、各種検診の充実により疾病の早期発見、早期治療に努め、寝たきりにならない取り組みが求められています。

また、令和元年に発生し世界的に流行した新型コロナウイルス感染症により、医療機関において人員・物資の大幅な不足が生じたことに伴い、感染症大流行時の対策が急務となっています。加えて、交通弱者といわれる高齢者や幼児等の医療施設への通院を容易にするため、路線バスの運行されていない地域にコミュニティバスやデマンド型乗合タクシー、さらには病院送迎バスも運行されていますが、今後も交通弱者のための交通について、さらなる検討が必要となっています。

(2) その対策

- 本地域には開業医が2箇所ありますが、高度な医療は都市部の総合病院等に依存せざるをえない状況であることから、関連機関と連携し地域医療の充実に努めます。
- 医療に恵まれない地域における医療提供体制を整備し地域医療の確保・充実に図るため、医療機関等の更新・充実に進めます。
- 感染症の大流行を見据えた対策や備蓄品の常備に努めます。
- 高齢者等の通院費負担の軽減や交通手段の確保を図るため、コミュニティバス及びデマンド型乗合タクシーの運行を継続しつつ、効率的かつ効果的な公共交通のあり方について検討します。
- 医療ニーズの多様化、在宅医療への対応として、遠隔医療等による先端技術の活用や、医療機関と連携し行政と住民とを結ぶシステムの構築を図るための検討が必要です。
- 保健事業は、各種検診結果に基づき、がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の予防対策として役割を十分に発揮するため、効果的な実施に努めます。
- 医療費の適正化を図るため、個々人に各種検診を正しく受診してもらうための知識を提供していくとともに、受診診療科目についての助言指導を効率的に実施し、さらにレセプト点検の強化を図ります。

▶目指す指標

	現 状	目 標
	令和元年度 (2019 年)	令和7年度 (2025 年)
国保診療所数	1	1

(3) 計 画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事 業 内 容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 診療所	岩代国保診療所診療施設整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・心電図機器一式 ・超音波画像診断装置 ・内視鏡消毒器 ・電子カルテ+画像ファイリングシステム ・ウォーターベット型マッサージ器 ・内視鏡装置一式 ・X線レントゲン画像処理装置 (画像読取装置) 	二本松市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

二本松市公共施設等総合管理計画 医療施設の【基本方針】より転記

- ◆ 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進します。
- ◆ 施設の譲渡も含め、今後の施設のあり方について検討します。

医療施設の整備・維持管理については、上記の二本松市公共施設等総合管理計画における【基本方針】に基づき、二本松市公共施設等総合管理計画との整合を図りながら過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 幼児教育

岩代地域の幼稚園は、平成26年度に2箇所の幼稚園と1箇所の保育所を統合し、幼保連携型の認定こども園を設置、現在、公立幼稚園1箇所、私立幼稚園1箇所の計3箇所となっています。令和3年4月1日現在、幼稚園には31人、認定こども園（1号認定）には8人の児童が在籍しており、就園率は60.0%となっています。

東和地域の幼稚園は、平成24年度に4箇所の幼稚園と1箇所の保育所を統合し、幼保連携型の認定こども園を設置しています。令和3年4月1日現在、38人の1号認定児が在籍しており、就園率は42.7%となっています。

少子化や高齢化に伴う地域構造の変化、核家族化の進行や働く女性の増加などによって子どもを取り巻く福祉的、教育的課題は複雑多様化しており、今後は、生命を尊重する思いやりのあるやさしい心と、感受性に満ちた人間性豊かな心を育む教育の充実、地域社会と一体となった子育て環境の整備が必要です。

② 義務教育等

岩代地域では、平成16年度に2小学校を統合して旭小学校を開設し、3小学校としたところです。5月1日現在の小学校の児童数は平成27年には329名だったものが、令和3年には197名に減少しています。中学校についても、平成15年度に2中学校を統合し岩代中学校を開設し、2中学校としたところです。5月1日現在の生徒数は、平成27年には171名だったものが、令和3年には145名に減少しています。

東和地域では、平成22年度に7小学校を統合し東和小学校を開校し、1小学校としたところです。小学校の児童数は、平成27年には251名だったものが、令和3年には207名に減少しています。中学校1校の生徒数は、平成27年に185名だったものが、令和3年には112人に減少しています。

近年の少子・高齢化や若年層の転出及び地域外流出に伴い、今後も、地域内の児童生徒数は減少していくものと予測されています。一方で、各学校においては、児童生徒にとって魅力ある学校を、家庭や地域社会にとっては開かれた学校を目指し、特色ある学校づくりを通して学校教育の活性化を図ることが課題となっており、国際化、情報化、科学技術の発展や環境問題等に対応した教育を一層推進していくことが必要であるとともに、子どもの教育に関しては学校、保護者及び家庭のみならず、地域社会の関係者がそれぞれの立場から、積極的な取り組みを行うことが必要です。特別支援教育については、保護者の理解を求めながら就学指導の適正化に努めており、岩代・東和地域の小・中学校に特別支援学級を設置しています。また高等学校教育については、高校進学率が長年、高い水準を維持し「義務教育化」しているといわれている中、遠距離通学をせざるを得ない子を持つ保護者らの経済的負担を軽減することで、教育の機会の均等と有為な人材育成を図ることが重要です。

小・中学校教材設備等の充実、特にコンピュータ機器の更新・増設については、今後の情報化、国際化社会に対応する意味でもさらなる整備が必要となります。

給食センターは、岩代学校給食センター（昭和48年開始）、東和学校給食センター（昭和54年開始）を統合し、二本松市東部学校給食センターとして平成28年4月に供用を開始しています。運営にあたっては、給食食材の放射性物質測定を行い、食の安全を確保するとともに、地場産物を活用した給食を提供することにより、食への関心や郷土愛を育むような食育に取り組む必要があります。

③ 生涯学習

近年の情報化や科学技術の高度化、国際化の進展など、生活水準の向上や余暇時間の増大、また、社会変化の速さや高齢化社会の到来などを背景として、生涯学習への要望が増大してきています。

本地域では、これまでも各公民館や図書館を拠点とし、住民の幅広い学習活動を支援してきましたが、住民のニーズは高度化・多様化してきていることから、今後も幅広く対応していくことが必要となってきました。社会教育、社会体育振興のため指導體制の充実を図るとともに、多様な学習要求に対応する専門的な知識技能を持った地域民間指導者の発掘育成、さらに、家庭教育、社会教育などの教育機会を一層充実するとともに、各時期に応じた学習機会の体系化を進め、生涯学習関連事業の有機的、効果的な展開を図る必要があります。

岩代地域では、生涯学習活動の拠点として使用してきた、岩代公民館が老朽化してきていることから、施設の改修等が課題となっています。社会体育面では、小浜・新殿・旭・杉沢の4つの市営プールがあり、いずれも老朽化しており、改築・修繕及び統廃合などが課題となっています。また、平成14年より総合型地域スポーツクラブ（いわしろふれあいスポーツクラブ）を育成し、地域のスポーツ振興を図っています。

東和地域では、東和文化センターを生涯学習の中核として、学習機会、学習情報を提供してきましたが、生活スタイルの多様化や時間的条件の制約により、特に青年層と成人層の参加者が減少し、また、固定化の傾向にあるのが現状です。社会体育面では、東和ロードレース大会、カヌー競技会においては、県内外から多数の参加があり、「スポーツのまち」を代表する一大イベントになっており、また、平成10年度よりスポーツ施設を有した特定地区公園整備事業（カントリーパークとうわ）を進め、平成17年度に供用が開始されたところです。さらに、カヌー競技場周辺は1,000mコース、水辺の小楽校、ロードレースコース周辺はランニングメモリアル広場、紫陽花ロード等、環境整備が図られています。これらと並行して、総合型地域スポーツクラブ（東和さわやかスポーツクラブ）を育成し、スポーツを楽しむ環境をつくるために、「住民ひとり1スポーツ」を目指し、指導者の育成と、体育施設の整備拡充を積極的に進める必要があります。

(2) その対策

① 幼児教育

- 幼稚園の適正配置については、地域住民の理解と協力を得ながら、その必要性について検討します。
- 幼稚園教育の充実のため、園児の諸活動が多面的に発展するような環境づくりに努め、また、子育て支援、教育相談事業等の充実を図ります。
- 国の制度による幼児教育・保育の無償化にあわせて行う保育費用の独自軽減をはじめとした各種の助成の実施により、経済的理由から生じる子育てへの不安を軽減します。
- 幼児期の教育活動を推進するため、幼稚園教育要領及び幼児の実態を踏まえて、心身ともに健全で調和のある発達を目指し、自然環境教育の推進や生活体験の充実に努めます。
- 保護者との連携を密にし、家庭教育と相互に補完しあって、幼稚園教育の効果を高めるとともに、幼稚園施設の充実を図ります。

② 義務教育等

- 小学校及び中学校教育の充実のため、創意ある教育活動を展開し、国際理解の醸成や情報化に対応できる能力の育成に努めます。
- 心身ともにたくましく善悪の判断ができる児童・生徒の育成及び、確かな学力の習得と若手教職員の資質の向上を図るための研修機会の充実を図ります。
- 外国語を身近なものとし、生徒の語学習得意欲を増進させるとともに、外国への興味・関心を高め、国際感覚を養うために、英語指導外国人青年招致事業をはじめとする指導者の充実を図ります。
- 各学校が独自の研究等を推進するため、講師を招へいた研修会等を開催するとともに、学力向上のための学習教材の配付、パソコンソフトの導入を行い、学習内容の確かな定着と学習習慣の育成を図り、ともに学び合う環境をつくります。
- 各校の「総合的な学習の時間」の計画に基づき、地域に根ざした体験的な活動や職場体験活動を実施し、児童・生徒の社会性の育成を図ります。
- 教育環境の整備については、小・中学校への教育用コンピュータ機器の更新・増設を図り、児童・生徒のコンピュータリテラシーを高めることにより、情報社会や国際社会に生きる人間の育成を図ります。
- 特別支援教育については、障がいのある子どもの実態把握と適切な就学指導を行うとともに、障がいのない子どもとの交流及び共同学習を積極的に進め、その相互理解及び障がい者の自立等を促進します。また、障がいのある子どもを支援するための介助員を配置し、障がい者の自立と社会参加を一層促進させ、障がいのある子どもに対する保護者への正しい理解を深め、地域との連携強化に努めます。
- 小・中学校については、子どもたちが快適に学べる学習環境を整えるために各種施設改修・修繕を行うとともに、耐震診断の診断結果に基づき耐震改修工事を行い、地域防災の避難所としての役割を確立します。
- 遠距離通学する子どもたちの通学費助成を行い保護者の負担を軽減することにより、教育

機会の均等を図るとともに有為な人材の確保に努めます。

③ 生涯学習

- 多様化する社会の変化に対応し、市民の学習ニーズに応えながら、すべての市民の自発的な「学び」の意欲に応えるため、各公民館及び各文化センター等において様々な学習の機会を提供します。
- 住民の生涯学習ニーズの高度化、多様化に対応して、教育分野をはじめ文化・スポーツ・福祉・環境・産業などの関連団体との連携を強化し、総合的な学習環境の整備に努めます。
- 健康増進、競技力向上、地域間、世代間の交流を推進するため、社会体育施設の維持管理に努めます。
- 拠点となる生涯学習施設・社会体育施設等の改修を計画的に進めるとともに、施設の利用促進、公民館宿泊施設や芝生広場の整備・充実に努めます。
- 学校、家庭及び地域の連携による、総合的教育力の向上を図るため、社会教育行政の推進体制強化に努めるとともに、多様な学習要求に対応した指導者の確保を図ります。
- 生涯スポーツの振興においては、住民の健康増進を目的に、スポーツ実施率の向上を目指し、総合的な社会体育事業を推進します。
- 過疎地域持続的発展特別事業として、スポーツ振興事業（東和ロードレース大会開催費助成等）を実施します。

▶目指す指標

	現 状	目 標
	令和元年度 (2019年)	令和7年度 (2025年)
地域と連携した郷土教育を教育課程に位置付け実践している学校の割合	小学校 62.5% 中学校 57.1%	小学校 70.0% 中学校 70.0%

(3) 計 画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事 業 内 容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	東和中学校長寿命化改良事業	二本松市	
	(3) 集会施設、体育施設等 公民館	岩代公民館宿泊施設整備事業	二本松市	
		岩代公民館空調設備修繕	二本松市	
	体育施設	東和地域体育施設トイレ改修事業	二本松市	

	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 幼児教育	いわしろさくらこども園園児送 迎バス運行業務 遠距離通園児の保護者らの経済 的負担を軽減し、経済的理由から 生じる子育てへの不安を軽減す る。 ※基金を積立てて事業を実施。	二本松市	
	高等学校	高等学校通学費助成事業 遠距離通学をせざるを得ない子 を持つ保護者らの経済的負担を 軽減し、教育の機会の均等と有為 な人材育成を図る。 ※基金を積立てて事業を実施。	二本松市	
	生涯学習・スポー ツ	生涯学習事業 ・市民講座、市民・高齢者学級等 の開催 ・文化センター事業 すべての市民の自発的な「学び」 の意欲に応えるため、充実した生 涯学習プログラムを企画し、学べ る環境を整備する。 ※基金を積立てて事業を実施。	二本松市	
		スポーツ振興事業 ・東和ロードレース大会開催費助成 住民の体力向上を目的に、生涯ス ポーツの振興を図りながら、市外 からの大会等への参加者を増や し、交流人口を拡大させる。 ※基金を積立てて事業を実施。	実施団体	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

二本松市公共施設等総合管理計画 学校教育系施設の【基本方針】より転記

- ◆ 既に耐震化済みの施設や耐震診断結果により耐震性を保有すると判断された施設については、機能の維持向上に留意しながら定期的な点検を実施します。
- ◆ 災害時の拠点施設としての機能確保の観点も含め、周辺環境への影響を考慮した安全確保を踏まえながら計画的な改善・更新等により、機能の維持継続を検討します。
- ◆ 文部科学省の「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引き」(平成27年4月)を踏まえ、学校施設長寿命化計画を検討します。
※ なお令和2年3月に「二本松市学校施設長寿命化計画」を策定しており、その方針により取り組みを進めます。
- ◆ 将来の地域ごとの人口動向等を踏まえ、学校の再編を検討します。
- ◆ 児童・生徒数の減少に伴い生じる余裕教室については、地域住民の意見を踏まえ、広い視点での有効活用を検討します。

二本松市公共施設等総合管理計画 市民文化系施設の【基本方針】より転記

- ◆ 日常点検や定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進し、サービス水準の維持・向上に努めます。
- ◆ 耐震診断が未実施の施設については、耐震診断の実施を推進します。
- ◆ 既に耐震化済みの施設や耐震診断結果により耐震性を有すると判断された施設については、機能の維持向上に留意しながら定期的な点検を実施します。

二本松市公共施設等総合管理計画 スポーツ・レクリエーション系施設の【基本方針】より転記

- ◆ 日常点検や定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進し、サービス水準の維持・向上に努めます。
- ◆ 点検・診断の結果や施設の重要性・必要性に応じて、老朽化対策等を推進します。耐震診断が未実施の施設については、耐震診断の実施を推進します。
- ◆ 市民ニーズ等を踏まえながら、必要なサービス水準を確保しつつ施設総量の適正化を推進します。
- ◆ 民間活力の導入などの手法を活用し、施設の整備や管理・運営における官民の連携を検討します。

学校教育系施設、市民文化系施設、スポーツ・レクリエーション系施設の整備・維持管理については、上記の二本松市公共施設等総合管理計画における【基本方針】に基づき、二本

松市公共施設等総合管理計画との整合を図りながら過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

岩代地域は、従来から数自治会をまとめた行政区が形成されるなど、東和地域も含め、行政区において特色を生かした地域づくり活動を展開し、地域の活性化等に大いに貢献してきました。しかし、近年の少子・高齢化の進行及び若年層の転出及び地域外流出等により、コミュニティ活動もままならない自治会・行政区等が増えてきていることから、自治会・行政区の再編を検討しなければならない状況にあります。

一方、従来のコミュニティ活動の枠にとらわれず、地域住民が自主的又は主体的に活動を展開する事業等に対して支援するなど、地域の活性化等を促すことが求められています。集落における定住環境を整備するため、これまでの過疎計画により、交通通信ネットワーク、公共施設や生活道路等を整備し地域住民の利便に供してきましたが、不利な地形的条件や多様化する社会情勢に対応できるよう、今後はさらに、地域の特性を生かした集落整備の検討が必要です。

また、農林業の衰退に伴い、放置された遊休農地や山林が増え、「美しく風格ある生活空間」としての集落環境が荒廃しつつあり、美しい農村環境保全の方策について検討を進めなければなりません。さらに、人口の減少とともに、集落における世帯数の減少、高齢者のみの世帯やひとり暮らしの世帯の増加が顕著化してきており、地域コミュニティが保持できるよう、移住・定住、関係人口の創出及び地域間交流の推進、地域づくりの担い手育成を推進するとともに、集会所の改修、集落間を結ぶ連絡道の整備についても検討する必要があります。

(2) その対策

- 集落活動の活性化を促すため、それぞれの集落が持つ歴史的経過と現在の社会生活圏の実態等を考慮しながら、自治会・行政区における再編検討への協力に努めます。
- 地域住民の自主的又は主体的コミュニティ活動に対する助成、及び支援制度の充実に努めます。
- 地域コミュニティ活動の拠点としての集会施設等整備・充実に努めます。
- 過疎地域持続的発展特別事業として、地域集会施設建設事業費等助成事業（行政区の集会施設整備費の助成等）を実施します。
- 快適な集落の環境整備のため、集落間の連絡道路及び生活道路等の整備をさらに進め、水道未普及区域の早期解消を図るとともに、活力ある集落の形成に努めます。
- 住民に潤いと安らぎをもたらす公園・緑地の整備を進めるとともに、適正な下水・ごみ処理を推進し、農地・山林の保全対策の検討を図ります。
- 「集落支援員」や「地域おこし協力隊」の活用による集落をけん引する人材の育成や、NPO法人、若者などの都市部住民等の多様な主体による地域づくり活動への参加を促進します。
- 定住支援員を各地域に配置し、田舎暮らし体験や空き家情報の提供を行い、移住者の受け入れ体制の充実に図り、定住・二地域居住を誘導する事業を推進します。

- 若年者や都市部からの定住・二地域居住の推進のため、様々な情報を提供するほか、基幹集落等における生活環境の整備を進めます。

▶目指す指標

	現 状	目 標
	令和元年度 (2019年)	令和7年度 (2025年)
I・J・Uターン等移住者	年15人	年15人
地域おこし協力隊任期満了者の定住状況	年2人	年2人(累計10人)

(3) 計 画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 集落整備	大規模集会施設改修事業 ・大規模集会施設の建て替え・改修への助成 ※基金を積立てて事業を実施。	実施団体	
		地域集会施設建設事業費等助成事業 ・行政区の集会施設整備費の助成 ・水道、下水道整備費の助成 ・駐車場、進入路整備費の助成 ・集会施設用地 (民有地) 借上料の助成 地域住民が行う集会施設の整備に対し、助成を行うことにより、住民が自主的に地域振興の主体となるように推進する。 ※基金を積立てて事業を実施。	地域自治 組 織	
		【再掲】定住促進・二地域居住の推進 ・移住者空き家改修費等補助 ・首都圏及び地域間交流の促進事業 田舎暮らし体験や空き家情報の提供を行い、移住者の受け入れ体制の充実を図り、定住・二地域居	二本松市 実施団体	

		住を誘導する事業を推進する。 ※基金を積立てて事業を実施。		
		【再掲】地域おこし・集落支援事業 ・地域おこし協力隊による地域力の維持と魅力ある地域づくり ・集落支援員による集落対策 集落をけん引する人材の育成や、NPO法人、若者などの都市部住民等の多様な主体による地域づくり活動への参加を促進する。 ※基金を積立てて事業を実施。	二本松市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

集落の整備に係る公共施設等の整備・維持管理については、二本松市公共施設等総合管理計画における【基本方針】に基づき、二本松市公共施設等総合管理計画との整合を図りながら過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

① 住民文化の振興

住民の意識は、「心の豊かさ」を求める傾向が強まっており、心の安らぎや充実を求めて、文化活動への関心や欲求が高くなっています。また、文化・芸術は地域の個性や独自性を生み出す重要な要素であることから、地域づくりにおいて、文化的な環境整備は欠くことのできないものとなっています。

本地域においても、これまで生涯学習活動や芸能発表会の開催などによって、芸術・文化活動の振興に努めてきており、今後、住民の間で自主的に取り組まれている芸術・文化活動へ一層の支援に努めるとともに、多面的な交流を促す芸術・文化イベントの創出や広報活動の充実、芸術・文化団体等への活動支援、指導者やリーダー等の養成に努め、他の地域に誇れる芸術・文化風土の醸成に努めていく必要があります。

このため、文化センター等の施設を活用して、住民の新しい文化的ニーズに対応した様々なプログラムの提供や、特色ある文化活動を展開していく必要があります。

② 文化財の保護・保存

本地域には、後世に伝えていかなければならない有形無形の貴重な文化財や歴史遺産が数多く残されています。指定文化財としては、国指定文化財3件（天然記念物「杉沢の大スギ」「木幡の大スギ」・重要無形民俗文化財「木幡の幡祭り」）をはじめ、県指定文化財8件、市指定文化財70件となっています。

文化財の調査、保護、保存及び活用は、文化財保護審議会に諮問しながら計画的に推進されていますが、民具などは、破壊、散逸が進んでいます。また、無形民俗文化については後継者不足や文化団体数の減少が大きな課題となっています。先人の残した有形無形文化財の収集・保存に努めるとともに、展示や公開に供するための施設の整備が必要です。

(2) その対策

① 住民文化の振興

- 文化ホール機能を有する活動拠点施設整備については、住民参画型の芸術・文化活動等の支援に努めます。
- 総ての住民が優れた芸術・文化等に接する機会の拡充に努めるとともに、芸術・文化に対する関心と理解を深められるよう努めます。
- 周辺市町村と連携した芸術・文化交流事業の開催等も検討し、本地域の芸術・文化等を地域外に向け情報発信し、広く広報活動に努めます。
- 地域内の芸術・文化団体及びサークル等の自主的活動を積極的に支援し、育成・強化に努めます。
- 芸術・文化活動等に係る指導者の支援及び養成に努め、また、指導者の派遣紹介体制の確

立について、広域的連携のもと進めます。

- 過疎地域持続的発展特別事業として、生涯学習事業（市民講座・学級の開催等）を実施します。

② 文化財の保護・保存

- 文化財の保護・保存のため文化財基礎調査等を計画的に実施し、実態の把握に努めるとともに、適切な保護及び保存に努めます。
- 民俗芸能や伝統的技術などの保存・伝承のため、活動への助成や映像記録の作成を行うとともに、女性や子どもたちの参加を促すなど後継者の育成等に努めます。また、本地域の歴史、民俗、文化等に関する学習や史跡めぐり等の活動を推進します。

▶目指す指標

	現 状	目 標
	令和元年度（2019年）	令和7年度（2025年）
市民講座の年間受講者数	987人	1,100人

(3) 計 画

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事 業 内 容	事業主体	備考
10 地域文化の振 興等	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 地域文化振興	【再掲】生涯学習事業 ・市民講座、市民・高齢者学級等 の開催 ・文化センター事業 すべての市民の自発的な「学び」 の意欲に応えるため、充実した生 涯学習プログラムを企画し、学べ る環境を整備する。 ※基金を積立てて事業を実施。	二本松市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

二本松市公共施設等総合管理計画 社会教育系施設の【基本方針】より転記

- ◆ 予防保全型の維持管理を推進し、建物寿命の延命化に努めます。トータルコストの縮減・平準化し、維持管理・更新等にかかる負担を軽減します。

社会教育系施設の整備・維持管理については、上記の二本松市公共施設等総合管理計画における【基本方針】に基づき、二本松市公共施設等総合管理計画との整合を図りながら過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

12 再生可能エネルギーの利用推進

(1) 現況と問題点

地球温暖化は、自然災害の要因となるだけでなく、水不足や農業への被害など様々な悪影響を及ぼすことが予測されています。また、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射線被害は、エネルギーのあり方について根本的な問題を提起し、太陽光、風力、地熱、バイオマスなど、自然環境を活用した再生可能エネルギーへの取り組みなど環境負荷の軽減に力を入れていくことが重要となります。

また、国においては脱炭素社会の実現を目指し、公共施設に太陽光発電の導入拡大を推進する方針が決まり、市としても住宅への太陽光発電設置助成を継続するほか、公共施設への太陽光発電設置を検討していく必要があります。

そのため、それぞれの地域特性に応じ、自然エネルギーを利用するための施設等の整備やエネルギーの地産地消のための取り組み、多様な主体等との連携により、恵み豊かな自然を将来の世代に引き継ぐとともに、環境と経済の好循環による活力ある地域形成を図る必要があります。

(2) その対策

- 地域特性に応じて、太陽光発電、風力発電、バイオマス熱利用、太陽熱利用等を目的とした施設等の整備を促進します。
- 市内のエネルギー自給率が100%となるエネルギーの地産地消を推進します。
- 民間事業者等における新たな事業機会の創出や投資の喚起により、電力の地産地消による地域活性化を目指します。
- 事業者、高等教育機関、NPO等民間団体など、多様な主体の連携により、啓発や普及拡大を図ります。

▶目指す指標

	現 状	目 標
	令和元年度 (2019年)	令和7年度 (2025年)
太陽光発電システム導入補助件数	年 31 件	年 50 件

(3) 計 画

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の 推進	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 再生可能エネルギー利用	太陽光発電等設置補助事業 再生可能エネルギーを推進するため、太陽光発電等を設置する者に補助する。 ※基金を積立てて事業を実施。	二本松市	
		再生可能エネルギー理解促進事業 再生可能エネルギーの地産地消による地域活性化を推進し、自然を将来の世代へ引き継ぎ、活力ある地域形成を図るため、理解促進事業を推進する。 ※基金を積立てて事業を実施。	二本松市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

再生可能エネルギーの利用推進に係る公共施設の整備・維持管理については、二本松市公共施設等総合管理計画における【基本方針】に基づき、施設の維持管理や運営コスト縮減のため、民間活力の導入や、省エネルギー対策等に取り組むという基本原則を踏まえつつ、持続可能な公共サービスの実現と施設機能の維持・向上を推進するとともに、使用不可能な状態を事前に避けるために補修等を行う「予防保全」への転換を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

① 地域固有の歴史・文化・景観等の保全

本地域はこれまでも過疎地域脱却のため、地域産業の振興及び生活環境の整備をはじめ、定住促進のための施策を種々講じてきましたが、社会情勢の急速な変化や生活圏の広域化、住民の価値観の変化等による人口の減少には歯止めがかからず、また、少子高齢化の進行等により、地域産業や地域社会の担い手不足が慢性化し、新たな行政需要を抱えるなど、過疎地域脱却には厳しい状況にあります。

しかしながら、本地域は豊かな自然や伝統文化、史跡等、豊富な資源に恵まれていることから、新たな視点でこれらを生かした地域間交流事業や地域のイメージ向上を目指し、他の地域に誇りうるシンボル拠点の創出を図ることが必要です。

② 男女共同参画

平成29年3月に策定した「男女共同参画基本計画」は、男女共同参画社会基本法に基づき、男女が互いの人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮し、自らの存在に誇りをもち、女性があらゆる活動に参加する機会の確保をめざすものであります。しかし、性による役割分担意識や適性に対する認識は未だに十分とは言えず、社会で活躍している女性、家庭や子育て、高齢者の介護、地域とのかかわりなどで負担となっている女性は少なくない現状にあり、男女共同参画を基礎とした社会活動への参画促進を進め、就業条件などの整備が必要です。

③ 地方分権社会と協働

地方分権型社会の流れを受けて、地域のことは地域で決めるという原則のもと、地域が自立して個性豊かな地域独自のまちづくりを推進していく必要があります。

市民サービスに対するニーズが多様化するなか、行政だけではなく市民やNPO、企業などがそれぞれの役割を分担してサービスを提供するという考え方が広がりつつあり、官と民という枠を越えて、市民の力の結集を図りながら行政との協働・連携に取り組んでいくことが重要となります。

(2) その対策

① 地域固有の歴史・文化・景観等の保全

- 国指定天然記念物の木幡の大スギや杉沢の大スギをはじめ、合戦場のしだれ桜、日山高原及び巨木名木等、美しい自然景観を自然が生み出した美術作品と設定し、周辺の景観と調和を図りながら計画的に整備を進めます。
- これらの自然環境整備と併行して、住民の美化活動など環境保全への意識高揚を図ります。
- 小学校等の統合により、廃校となった空校舎等の利活用等について検討し、地域の活性化を図ります。

② 男女共同参画社会

- 女性の社会参加に対するニーズに対応し、男女共同参画社会を基礎とした社会活動を促進するための条件整備に努め、女性が生き生きと活躍できる社会の実現を図ります。

③ 地方分権

- 地方分権の受入れ体制の整備を図るとともに、行政改革の推進、事務処理の効率化、情報機器の効率的活用、シルバー人材センターへの委託や指定管理者制度の検討等により、財政の効率化を図り地域の特性を生かし、自主的・自立的な地域経営体制の確立を図ります。
- 過疎地域持続的発展特別事業として、地域自治推進のための行政区活動の活性化を図り、地域の結びつきを強めるため、市民との協働による地域自治推進事業や市民との協働による地域づくり支援事業を実施します。
- 市民との協働によるまちづくりの観点から、地域の社会的な課題に対して、市民自らが地域全体の視点に立ち、事業内容の検討決定を行い、支え合いと活力のある地域社会を創造するための支援を行います。

▶目指す指標

	現 状	目 標
	令和元年度 (2019年)	令和7年度 (2025年)
審議会における女性の登用状況	23.9% (5月1日)	25.0%

(3) 計 画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事 業 内 容	事業主体	備考
12 その他地域の 持続的発展に関 し必要な事項		廃校舎等利活用事業 ・小学校7校 (校舎・体育館) ・幼稚園1園 (園舎) ・改修工事、解体撤去等	二本松市	
		市民との協働による地域自治推進事業 ・地域の結びつき強化及び維持のための自主的活動への助成 地域自治推進のための行政区活動の活性化を図り、地域の結びつきを強める。	地域自治 組 織	
		市民との協働による地域づくり支援事業 市民との協働によるまちづくり	実施団体	

		の観点から、地域の社会的な課題に対して、市民自らが地域全体の視点に立ち、事業内容の検討、決定を行い、支え合いと活力のある地域社会を創造する。		
--	--	--	--	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

その他地域の自立促進に係る公共施設等の整備・維持管理については、上記の二本松市公共施設等総合管理計画における【基本方針】に基づき、二本松市公共施設等総合管理計画との整合を図りながら過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域 間交流の促進、人材 育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住 地域間交流	定住促進・二地域居住の 推進 ・定住支援員の配置 ・移住促進住宅取得支援 事業 ・移住者空き家改修費等 補助 ・首都圏及び地域間交流 の促進事業	二本松市 実施団体	田舎暮らし体験や空き家情報の提供を行い、移住者の受け入れ体制の充実を図り、定住・二地域居住を誘導する事業を推進する。
		地域おこし・集落支援事業 ・地域おこし協力隊による地域力の維持と魅力ある地域づくり ・集落支援員による集落対策	二本松市	集落をけん引する人材の育成や、NPO法人、若者などの都市部住民等の多様な主体による地域づくり活動への参加を促進する。
		農山村滞在型余暇活動の 推進 ・体験、滞在型観光の推進 ・グリーンツーリズムの 推進	実施団体 二本松市	過疎化が進行し、地域の基幹産業である農業の後継者不足が深刻になっているため、本市に関心を持たれる方等を増やしながら定住・二地域居住を推進し、過疎化の進行に歯止めをかける。
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業 第1次産業	農業用施設整備事業 ・農業施設整備への補助	二本松市	生産性の高い農業ができるよう生産基盤を整備し、機械化を推進して省力化を図るなど、総合的に農村定住基盤の強化を図る。

		耕作放棄地再生事業 ・遊休農地の整地等への補助	二本松市	農業従事者の高齢化や離農により遊休農地が拡大しているため、遊休農地の伐採伐根及び整地に要する経費の一部を助成し、遊休農地の解消を図る。
		有害鳥獣被害対策事業 ・電気柵購入費補助	二本松市	鳥獣による農林水産物への被害拡大を防止する。
		新規就農者研修等支援事業 ・研修生用住宅整備 ・研修生生活費援助 ・技術指導者謝礼	新規就農者	過疎化が進行し、地域の基幹産業である農業の後継者不足が深刻になっているため、新たに農業に取り組もうとする方を支援し、定住・二地域居住を推進し、過疎化の進行に歯止めをかける。
		農業6次産業化推進事業 ・農家民泊の推進 ・6次産業開業助成 ・生産団体等の産品開発・研究助成 ・農業者団体の技術習得研修助成	実施団体 二本松市	地元の農林水産物資源と食品産業などの他産業との連携を推進するため、新たな付加価値を生み出すための地域計画の立案及び実行団体への助成を行う。
		観光	【再掲】農山村滞在型余暇活動の推進 ・体験、滞在型観光の推進 ・グリーンツーリズムの推進	実施団体 二本松市

	その他	地域づくり推進事業 ・いわしろ夏祭り ・東和ふるさと祭り ・岩代産業文化祭	二本松市	地域づくりの推進と地域活性化を図るため、各種団体等が行う事業を推進する。
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	高齢者スマートフォン教室	二本松市	スマートフォンの操作方法や活用方法を学びデジタル格差を防ぐとともに、デジタル活用の恩恵を受け、いきいきとより豊かな生活を送ることができるよう研修を実施する。
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通 基金積立 その他	生活公共交通路線維持対策事業 ・生活路線バス運行補助 ・コミュニティバス運行 ・デマンド型乗合タクシー運行	二本松市民間	マイカーの普及や過疎化の進行により、路線バス利用者が年々減少し、バス路線維持が困難となっている。通勤・通学はもとより高齢者など、交通弱者の日常の足として維持していくため、生活公共交通路線維持対策については、基金を積み立てて事業を実施する。
		道路環境整備事業 ・道路環境の維持管理	二本松市	雨水排水路・側溝の整備及び舗装路面の補修を行い、安全で良好な景観にも配慮した道路環境の維持管理に努める。

5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 生活	生活用水確保対策事業 (井戸ボーリング工事費補助)	設置者	水道未普及地域内の水の確保は、浅井戸や山からの引き水等に頼った生活が多く、大雨や濁水等の影響により安定した水の確保に支障をきたす場合があるため、公衆衛生確保の観点から生活に必ず必要な水の確保を支援する。
	環境	浄化槽設置事業 (浄化槽設置者に対する補助)	設置者	単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換も含め整備促進し、河川の水質保全と生物多様性の確保を図る。
		3R推進のための資源回収事業 ・資源回収団体等への助成	民間・団体	ごみの資源化を一層推進するため、団体等で取り組む資源回収事業に対し助成を行い、資源の有効活用を図るとともにごみの減量化と資源化推進の意識を高める。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	生きがい活動支援通所事業 ・生きがいデイサービスセンター	二本松市	高齢者が、老後も住み慣れた地域で家族や隣人とともに暮らしていくことを望んでいることから、高齢者の在宅生活を支援する。
		高齢者の公共交通の運賃無料化	二本松市	高齢者を対象に二本松市内における公共交通の無料化を実施する。

8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 幼児教育 高等学校 生涯学習・スポーツ	いわしろさくらこども園 園児送迎バス運行業務	二本松市	遠距離通園児の保護者らの経済的負担を軽減し、経済的理由から生じる子育てへの不安を軽減する。
		高等学校通学費助成事業	二本松市	遠距離通学をせざるを得ない子を持つ保護者らの経済的負担を軽減し、教育の機会の均等と有為な人材育成を図る。
		生涯学習事業 ・市民講座、市民・高齢者学級等の開催 ・文化センター事業	二本松市	すべての市民の自発的な「学び」の意欲に応えるため、多様な生涯学習の機会を提供する。充実した生涯学習プログラムを企画し、学べる環境を整備する。
		スポーツ振興事業 ・東和ロードレース大会開催費助成	実施団体	住民の体力向上を目的に、生涯スポーツの振興を図りながら、市外からの大会等への参加者を増やし、交流人口を拡大させる。
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	【再掲】定住促進・二地域居住の推進 ・移住者空き家改修費等補助 ・首都圏及び地域間交流の促進事業	二本松市 実施団体	田舎暮らし体験や空き家情報の提供を行い、移住者の受け入れ体制の充実を図り、定住・二地域居住を誘導する事業を推進する。
		【再掲】地域おこし・集落支援事業 ・地域おこし協力隊による地域力の維持と魅力ある地域づくり ・集落支援員による集落対策	二本松市	集落をけん引する人材の育成や、NPO法人、若者などの都市部住民等の多様な主体による地域づくり活動への参加を促進する。

		<p>地域集会施設建設事業費等助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政区の集会施設整備費の助成 ・水道、下水道整備費の助成 ・駐車場、進入路整備費の助成 ・集会施設用地（民有地）借上料の助成 	地域自治組織	<p>地域住民が行う集会施設の整備に対し、助成を行うことにより、住民が自主的に地域振興の主体となるように推進する。</p>
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	<p>【再掲】生涯学習事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民講座、市民・高齢者学級等の開催 ・文化センター事業 	二本松市	<p>すべての市民の自発的な「学び」の意欲に応えるため、充実した生涯学習プログラムを企画し、学べる環境を整備する。</p>
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	太陽光発電等設置補助事業	二本松市	<p>再生可能エネルギーを推進するため、太陽光発電等を設置する者に補助する。</p>
		再生可能エネルギー理解促進事業	二本松市	<p>再生可能エネルギーの地産地消による地域活性化を推進し、自然を将来の世代へ引き継ぎ、活力ある地域形成を図るため、理解促進事業を推進する。</p>
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		<p>市民との協働による地域自治推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の結びつき強化及び維持のための自主的活動への助成 	地域自治組織	<p>地域自治推進のための行政区活動の活性化を図り、地域の結びつきを強める。</p>

		市民との協働による地域づくり支援事業	実施団体	市民との協働によるまちづくりの観点から、地域の社会的な課題に対して、市民自らが地域全体の視点に立ち、事業内容の検討、決定を行い、支え合いと活力のある地域社会を創造する。
--	--	--------------------	------	--